

令和5年度

大 学 院 要 覧

浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻

目 次

【博士前期課程】

・ 目 的等	1
・ 専門分野の担当教員	4
・ 履修案内	4
・ 入学から修了までの流れ	8
・ 授業科目及び単位数	9
・ 看護学専攻博士前期課程の構成	11
・ 履修モデル	12
・ 授業時間割	14
・ 学生生活等	16
・ 学位申請	18

【博士後期課程】

・ 目 的等	22
・ 専門分野の担当教員	23
・ 履修案内	23
・ 入学から修了までの流れ	26
・ 授業科目及び単位数	28
・ 看護学専攻博士後期課程の構成	29
・ 履修モデル	30
・ 授業実施計画	31
・ 学生生活等	32
・ 学位申請	34

【関連規程等】

浜松医科大学学則	39
浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程	56
浜松医科大学学位規程	62

浜松医科大学大学院医学系研究科博士前期課程長期履修学生規程	66
浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修学生規程	70
浜松医科大学科目等履修生規程	74
浜松医科大学大学院学生懲戒規程	76
大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ	80

看護学専攻（博士前期課程）

目 的

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、これまで修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。

教育目標

1. 特定の専門分野での看護実践の場における研究活動を通じて、高度な専門的知識と技術の向上・開発を図る能力を修得する。
2. 看護学教育と実践活動の場において、専門性の高い教育的機能を果たす能力を修得する。
3. 看護実践を通じて、専門性と倫理観に基づくケアの提供と研究を行える能力を修得する。
4. 看護の専門領域に関わる新しい課題にチャレンジできる高度な能力を修得する。
5. 文化的、社会的背景を考慮して健康問題を捉え、国内外で活躍できる高度な能力を修得する。

アドミッション・ポリシー

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、これまでに修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決能力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成することを目的としています。

このため、同専攻では以下の学生を求めています。

【求める学生像】

1. 高度な専門知識修得と技術の向上開発を目指す人
保健医療福祉分野における基本的な知識と技術を有する人で、さらに同分野における現在および将来の諸課題を解決するための、より高度な専門知識の修得と技術の向上開発を目指す人
2. 専門性の高い教育的能力を修得し、関係分野で活躍する意欲のある人
自律的学修能力と応用能力を有する人で、さらに専門性の高い教育的能力を修得して、変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー、教育者、研究者として活躍する意欲のある人
3. 専門性と倫理観に基づいた研究能力、職務実践能力を修得し、関係分野の発展に貢献したい人
専門性と豊かな人間性、そして生命に携わる者としての高い倫理観を有する人で、さらに研究能力及び職務実践能力を身につけ、保健医療福祉分野の発展に貢献したい人
4. 新しい課題にチャレンジする意欲のある人
深い洞察力和論理的思考ができ、かつ科学的探究心を有する人で、さらに最新の研究や保健医療福祉分野の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジする意欲のある人
5. 広く社会に貢献する意欲のある人
国際社会や地域社会に貢献するために必要な素養とコミュニケーション能力を有する人で、さ

らにグローバル化する保健医療福祉分野における諸課題に対応できる能力を修得し、国内外で広く社会に貢献したい人

【入学者選抜の基本方針】

「求める学生像」に沿った人材を、大学卒業者だけではなく看護関連業務の実務経験を有する社会人にも積極的に求めています。

修士論文コース・高度実践看護コースでは、英語、小論文、口述試験、成績証明書及び研究志望調書により学力やその他の資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

助産師養成コースでは、専門科目の学力検査、口述試験、成績証明書及び研究志望調書により学力やその他の資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

カリキュラム・ポリシー

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、科学的思考力、問題解決能力、創造性と基礎的な研究能力を養うことで、高度な実践力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成するため、以下のような教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

【教育課程編成の考え方及び学習内容・学習方法】

1. 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力

共通科目及び専門科目を開講し、看護学に関する知識と、健康科学に関する専門的な知識を土台に、その上に基盤看護学、成熟期看護学、成育看護学、広域看護学、助産学の5つの専門分野における高度な知識の修得を図ります。

2. 専門性の高い教育的能力

共通科目及び専門科目を開講し、変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者として、専門性の高い教育的能力を育成します。

3. 専門性と倫理観に基づいた研究能力

共通科目及び専門科目を開講し、現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づいた実践能力及び各専門分野における科学的探究能力を育成します。

4. 新しい課題にチャレンジできる能力

共通科目及び専門科目を開講し、最新の研究や保健医療福祉分野の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力を育成します。

5. 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

共通科目及び専門科目を開講し、グローバル化する保健医療福祉分野における諸課題を見据え、国内外で広く社会に貢献できる能力を育成します。

【学修成果の評価方法】

授業科目のシラバスの評価方法に基づき、適正に評価します。修士論文または修了課題に関しては審査委員会における論文・口頭試問の内容、公開研究発表会における発表を審査基準に基づいて評価を行います。

ディプロマ・ポリシー

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、科学的思考力、問題解決能力、創造性と基礎的な研究能力を養うことで、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。

このため、修了時まで以下に以下の力を備えた学生に学位を授与します。

1. 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力

現在および将来の保健医療福祉分野におけるさまざまな課題を解決するために、研究や理論に裏付けられた高度な問題解決能力。

2. 専門性の高い教育的能力

変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者としての専門性の高い教育的能力。

3. 専門性と倫理観に基づいた研究能力

現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づいた実践能力及び各専門分野における科学的探究能力

4. 新しい課題にチャレンジできる能力

最新の研究や保健医療福祉分野の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力。

5. 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

グローバル化する保健医療福祉分野における諸課題を見据え、国内外で広く社会に貢献できる能力

専門分野の担当教員

専 門 分 野	担 当 教 員		
基盤看護学	永田 年教授 予定教員	秋田天平教授 村松妙子准教授	山下寛奈准教授
成熟期看護学	佐藤直美教授 鈴木みずえ教授	脇坂 浩教授 金盛琢也講師	影山葉子准教授
成育看護学	安田孝子教授 坪見利香准教授	武田江里子教授 宮城島恭子講師	
助産学	武田江里子教授	安田孝子教授	
広域看護学	渡井いずみ教授 木戸芳史教授	山本真実准教授	鳥本靖子准教授

履 修 案 内

1) 単位制

単位とは、一定の質の勉学ないし学修の量を示す基準となるもので、各授業科目を履修して合格すれば、その科目の単位数が取得できる。

単位数によりその達成度が測られ、進級及び修了の可否が決定される単位制をとっている。

2) 単位と時間数

- ① 授業は前期、後期の2学期で実施され、原則的に、15週をもって1学期、試験等の期間を除き30週をもって1学年としている。
- ② 講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業時間をもって1単位としている。なお、講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合は浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程別表5により算出した時間数としている。
- ③ 授業時間割の1時限を2時間とみなす。

3) 授業

① 授業時間割

授業時間割表は、前・後期に分けて作成されたものを配付する。

② 休講・補講・集中講義等

すべての連絡はメールまたは看護学科棟1階の掲示板により行う。

4) 履修指導、研究指導の方法等

看護学専攻の学生に、看護学研究及び実践・教育において基本となる領域並びに看護関連領域の学問に対する理解促進のための諸科学の研鑽を深め、その上で個々の学生の関心の高い領域における高度な知識・技術、専門看護実践能力を身に付けた看護職を育成するための、履修指導、研究指導の方法等は次のとおりとする。

- ① 授業科目の履修指導、修士論文等の研究指導は、原則として指導教員が行う。
- ② 研究指導に当たり、指導教員の他に副指導教員を置くことができる。
- ③ 適切な研究指導のために、指導教員は学位論文の作成等に対する指導の計画を毎年度策定し、学生にあらかじめ明示した上で研究指導を行う。
- ④ 1年間の研究計画については、指導教員（副指導教員）と相談し、毎年度当初に大学院生は研究計画を作成する。
- ⑤ 修士論文の作成のための実験、調査等は、指導教員の指導の下に1年次から始める。
- ⑥ 大学院担当教員ごとにオフィス・アワーを設け、学生への個別研究指導、交流等の便宜を図っている。
- ⑦ 新しい技術を修得し、新しい分野での研究法を学ばせるために、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- ⑧ 優れた研究者養成という観点から、学生の国内外留学を積極的にサポートする。

5) 指導教員、副指導教員について

入学後、定められた時期までに、専門分野の指導教員のうち研究や修士論文の作成等に関し、指導を受けたい教員名を学務課大学院係まで届け出るものとする。

また、指導教員が他の教授、准教授又は講師の研究指導が必要と判断した場合は、その申請に基づき副指導教員を置くことができる。

6) 14条特例に基づく履修申請

在職しながらの修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第14条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。それを踏まえ、看護学専攻では昼夜開講制等による授業を実施している。

教育方法の特例を受けようとする学生は、指導教員と相談のうえ申請することにより、授業及び研究指導を夜間や特定の時間又は時期に受講することができる。

ただし、助産師養成コースの履修者は教育方法の特例は受けられない。

7) 修業年限及び長期履修制度

- ① 標準年限は2年とする。また、在学期間は4年を超えることはできない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。
- ② 学則第34条では「職業を有している等の理由により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる」旨規定されており、昼夜開講制と同じく、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。ただし、助産師養成コースの履修者は長期履修制度の利

用はできない。

長期履修を希望する場合は、長期履修学生規程に基づき指導教員と相談の上、入学年度の4月15日までに申請することにより、3年間あるいは4年間の間で計画的に履修することが可能になる。他の時期に申請はできないので注意すること。

※長期履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定年度の前年度末日までに期間変更の申請をすることが必要である。なお、修了予定年度中の申請はできないので注意すること。

8) 科目等履修制度について

本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで履修を希望する場合は、本学学則の定めるところにより、科目等履修生として入学することができる。

9) 履修届

入学時に履修手続きのガイダンスを行うので、それに従って履修届用紙にて申請を行う。この履修申請を怠ると、十分に学修したという実績があっても単位を取得できない。

なお、授業科目の教育要項は学務情報システムにより参照すること。

10) 履修方法等

授業科目の履修については、指導教員の指導のもと、次のとおり履修するものとする。

① 修論コース

授業科目の履修方法は、共通科目より4単位以上を選択、専門科目より専門分野のうち主領域の特論及び演習の8単位、主領域以外の特論4単位以上、特別研究14単位の計30単位以上を履修しなければならない。

なお、修士論文作成のための予備調査、実験などを1年次から開始する際は、演習の一部として扱う。

② 高度実践看護コース

授業科目の履修方法は、共通科目14単位以上、専門科目28単位、計42単位以上を履修しなければならない。

共通科目では、「看護研究（2単位）」等の科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。

*2の科目）より4科目以上を選択し、8単位以上を履修するとともに、「フィジカルアセスメント（2単位）」「病態生理学（2単位）」「臨床薬理学（2単位）」の6単位を履修する。

専門科目については、老年看護の場合は、「高齢者看護学特論Ⅰ（2単位）」等の成熟期看護学の専門科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。）の28単位を履修する。

精神看護の場合は、「精神看護学高度実践特論Ⅰ（2単位）」等の専門科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。）26単位を履修のうえ、「リエゾン精神看護論（2単位）」又は「慢性期精神看護論（2単位）」のうち、2単位を履修し、合計28単位を履修する。

③ 助産師養成コース

授業科目の履修方法は、共通科目4単位以上、専門科目57単位、計61単位以上を履修しなければならない。

共通科目として「看護研究（2単位）」「看護教育論（2単位）」計4単位を必修選択とし、4単位以上を履修する。専門科目については、「助産学特論Ⅰ（2単位）」等の助産学の専門科目（P9 博士前期課程授業科目の表を参照。）57単位を履修する。

11) 試験

履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。試験は、授業担当教員の判断で、レポート、口頭試問等の方法により評価する場合もある。

12) 成績評価（保留）

授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、不可の標語をもって表し、不可を不合格とする。なお、評価の基準は下記のとおりである。

秀・・・90点以上

優・・・80点以上90点未満

良・・・70点以上80点未満

可・・・60点以上70点未満

不可・・・60点未満

（100点満点評価）

13) 成績の発表

成績は学年度末に学生に学務情報システムにより通知する。

なお、成績評価について質問・申立てがある場合は「大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ」に基づき手続きを行うこと。

14) 修了

修了の要件は、本学学則及び履修規程の定めるところにより、原則として2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、大学院看護学専攻教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、高度実践看護コースは42単位以上、助産師養成コースは61単位以上の修得が必要である。

15) 学位の授与

博士前期課程を修了した者には、本学学位規程に基づき、修士（看護学）の学位を授与する。

入学から修了までの流れ

【1年次】

4月 入学・ガイダンス



履修登録



5月～

授業受講
研究課題の検討及び決定



研究計画書の作成



1 1月末

「臨床研究倫理委員会（看護学研究に関する倫理審査部会）」（毎月開催）
倫理審査の申請→審査

2月末

【2年次】

5月末

臨床研究倫理委員会における承認後、
データ収集及び分析

8月末



【修了年次】

9月～

修士論文／修了課題作成



1 1月中旬

修士論文／修了課題題目提出



1 2月下旬

修士論文／修了課題審査申請書類提出



1 月下旬

論文等審査委員会にて審査



2 月上旬

公開研究発表会にて論文等発表



3 月上旬

学位授与審議 → 決定



3 月中旬

学位記授与式
修士（看護学）学位取得

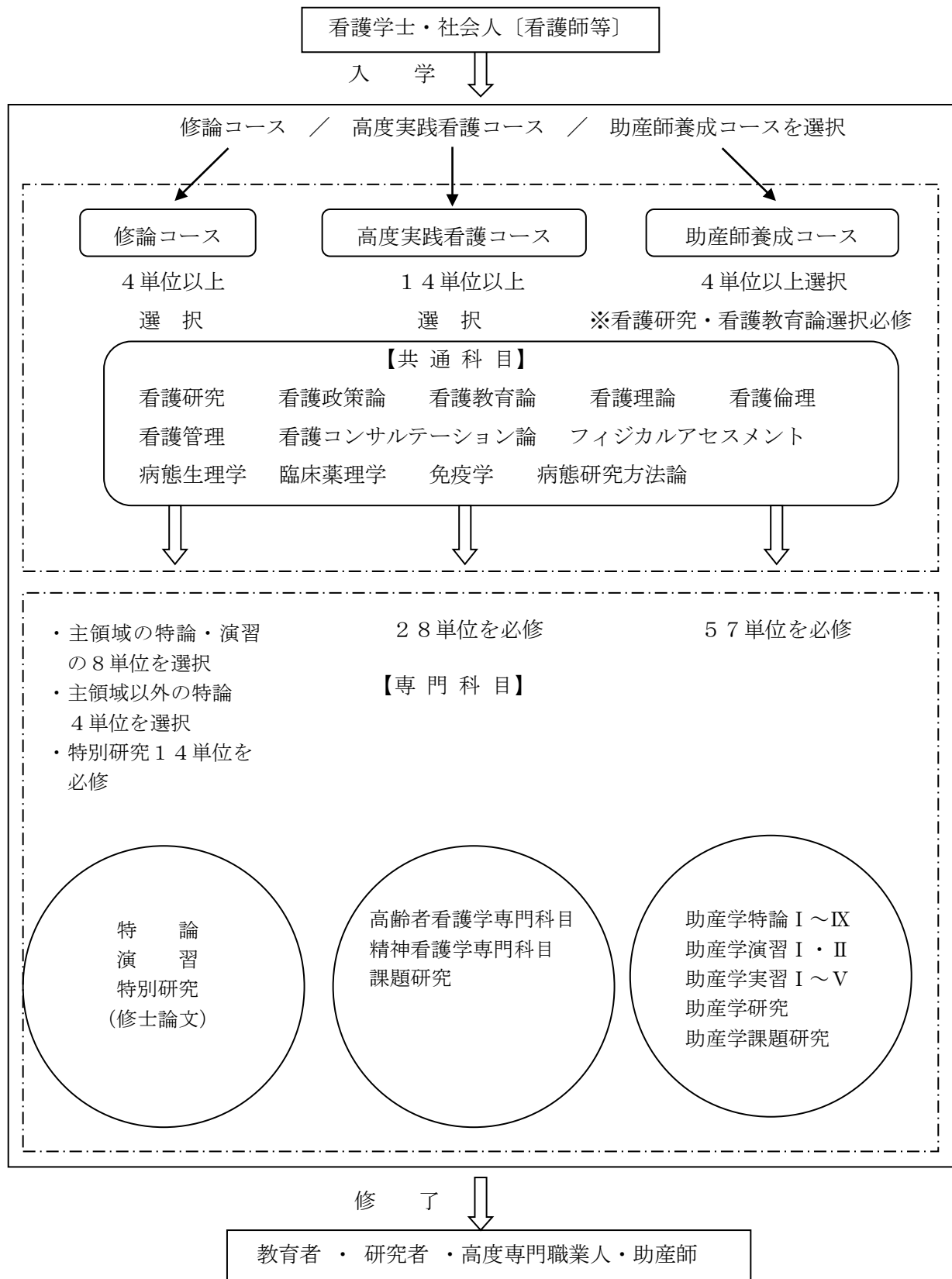
大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）授業科目及び単位数

授業科目の名称		授 業 を行う 年 次	単 位 数			摘 要
			修論 コース	高度実 践看護	助産師 養成	
共通科目			単位	単位	単位	
	看護研究	1	2	2 * 2	2	修論コース
	看護教育論	1	2	2 * 2	2	4 単位以上を選択
	看護理論 * 1	1	2	2 * 2	2	高度実践看護コース
	看護倫理 * 1	1	2	2 * 2	2	* 2 の科目について
	看護政策論	1	2	2 * 2	2	8 単位以上を選択
	看護管理	1	2	2 * 2		* 3 の科目について
	看護コンサルテーション論	1	2	2 * 2		6 単位以上を選択
	フィジカルアセスメント	1	2	2 * 3		助産師養成コース
	病態生理学	1	2	2 * 3		
	臨床薬理学	1	2	2 * 3		看護研究・看護教育論計 4 単 位を必修選択とし、4 単位以上 を選択
	免疫学	1	2		2	
	病態研究方法論	1	2			
専門科目	基盤看護学	基礎看護学特論 * 1	1	4		
		基礎看護学演習	1・2	4		修論コース
		健康科学特論	1	4		(1) 専門分野のうち主 領域の特論及び演習
		健康科学演習	1・2	4		の 8 単位を選択
	成熟期看護学	成人看護学特論	1	4		(2) (1) で選択した以外 の特論 4 単位以上を 選択
		成人看護学演習	1・2	4		
		老人看護学特論	1	4		(3) 特別研究 14 単位を 必修
		老人看護学演習	1・2	4		
		高齢者看護学特論Ⅰ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅱ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅲ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅳ	1		2	
		高齢者看護学特論Ⅴ	2		2	高度実践看護コース
		高齢者看護学演習Ⅰ	1		2	(1) 老年看護は成熟期看護学分 野の専門科目から 28 単位を必 修
		高齢者看護学演習Ⅱ	2		2	
		高齢者看護学実習Ⅰ	1		6	
		高齢者看護学実習Ⅱ	2		4	
		高齢者看護学課題研究	2		4	
	成育看護学	母性看護学特論	1	4		
		母性看護学演習	1・2	4		
		小児看護学特論	1	4		
		小児看護学演習	1・2	4		

		地域看護学特論	1	4			
		地域看護学演習	1・2	4			
	広域看護学	精神看護学特論	1	4			(2) 精神看護は広域看護学分野の専門科目から 26 単位を必修、同専門科目の*4 の科目のうち 2 単位を選択必修の合計 28 単位を必修
		精神看護学演習	1・2	4			
		精神看護学高度実践特論Ⅰ	1		2		
		精神看護学高度実践特論Ⅱ	1		2		
		精神看護学高度実践特論Ⅲ	1		2		
		精神看護学高度実践特論Ⅳ	1		2		
		リエゾン精神看護論	1		2*4		
		慢性期精神看護論	1		2*4		
		精神看護学高度実践演習Ⅰ	1		2		
		精神看護学高度実践演習Ⅱ	1		2		
		精神看護学高度実践実習Ⅰ	1		1		
		精神看護学高度実践実習Ⅱ	2		2		
		精神看護学高度実践実習Ⅲ	2		4		
		精神看護学高度実践実習Ⅳ	2		2		
		精神看護学高度実践実習Ⅴ	2		1		
		精神看護学課題研究	2		4		
	助産学	助産学特論Ⅰ	1			2	助産師養成コース (1) 57 単位を必修
		助産学特論Ⅱ	1			2	
		助産学特論Ⅲ	1			3	
		助産学特論Ⅳ	2			1	
		助産学特論Ⅴ	1			3	
		助産学特論Ⅵ	1			2	
		助産学特論Ⅶ	1			2	
		助産学特論Ⅷ	1			3	
		助産学特論Ⅸ	2			2	
		助産学演習Ⅰ	1			3	
		助産学演習Ⅱ	1・2			3	
		助産学実習Ⅰ	1			1 1	
		助産学実習Ⅱ	1・2			5	
		助産学実習Ⅲ	2			6	
		助産学実習Ⅳ	2			3	
		助産学実習Ⅴ	2			1	
		助産学研究	1			1	
		助産学課題研究	2			4	
	特 別 研 究		2	1 4			

* 1 基礎看護学特論には、看護理論 2 単位及び看護倫理 2 単位を含む（基礎看護学特論を履修しようとする者は、看護理論、看護倫理を選択できない。

看護学専攻（博士前期課程）の構成



履 修 モ デ ル

〔履修例 1〕

コース : 研究者コース
 領域 : 基礎看護学

履修科目	共通科目	看護研究	2 単位	} 2 科目以上 を選択
		看護教育論	2 単位	
		看護政策論	2 単位	
		看護管理	2 単位	
		看護コンサルテーション論	2 単位	
		フィジカルアセスメント	2 単位	
		病態生理学	2 単位	
	主領域の専門科目	臨床薬理学	2 単位	}
		基礎看護学特論	4 単位	
		基礎看護学演習	4 単位	
	その他の領域	成人看護学特論	4 単位	}
		特別研究	1 4 単位	

計 30 単位

〔履修例 2〕

コース : 高度実践看護コース
 領域 : 老人看護学

履修科目	共通科目	看護研究	2 単位	} 4 科目以上 を選択
		看護教育論	2 単位	
		看護理論	2 単位	
		看護倫理	2 単位	
		看護政策論	2 単位	
		看護管理	2 単位	
		看護コンサルテーション論	2 単位	
		フィジカルアセスメント	2 単位	} 3 科目以上 を選択
		病態生理学	2 単位	
		臨床薬理学	2 単位	
	専門科目	高齢者看護学特論Ⅰ	2 単位	
		高齢者看護学特論Ⅱ	2 単位	
		高齢者看護学特論Ⅲ	2 単位	
		高齢者看護学特論Ⅳ	2 単位	
		高齢者看護学特論Ⅴ	2 単位	
		高齢者看護学演習Ⅰ	2 単位	
		高齢者看護学演習Ⅱ	2 単位	
		高齢者看護学実習Ⅰ	6 単位	
		高齢者看護学実習Ⅱ	4 単位	
		老人看護学課題研究	4 単位	

計 42 単位以上

〔履修例 3〕

コース : 助産師養成コース
 領域 : 助産学

履修科目	共通科目	*看護研究	2 単位	} 2 科目以上 を選択 *は必修
		*看護教育論	2 単位	
		看護理論	2 単位	
		看護倫理	2 単位	
		看護政策論	2 単位	
専門科目		助産学特論Ⅰ	2 単位	
		助産学特論Ⅱ	2 単位	
		助産学特論Ⅲ	3 単位	
		助産学特論Ⅳ	1 単位	
		助産学特論Ⅴ	3 単位	
		助産学特論Ⅵ	2 単位	
		助産学特論Ⅶ	2 単位	
		助産学特論Ⅷ	3 単位	
		助産学特論Ⅸ	2 単位	
		助産学演習Ⅰ	3 単位	
		助産学演習Ⅱ	3 単位	
		助産学実習Ⅰ	1 1 単位	
		助産学実習Ⅱ	5 単位	
		助産学実習Ⅲ	6 単位	
		助産学実習Ⅳ	3 単位	
		助産学実習Ⅴ	1 単位	
		助産学研究	1 単位	
		助産学課題研究	4 単位	

計 6 1 単位以上

令和5年度大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程 授業時間割 - 1年次生 -

<前 期>

	1 時限（8:50～10:20）	2 時限（10:30～12:00）	3 時限（13:00～14:30）	4 時限（14:40～16:10）	5 時限（18:00～19:30）	6 時限（19:40～21:10）
月			成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山）		成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山）	
			老人看護学特論（隔週）（鈴木・金盛）		老人看護学特論（隔週）/高齢者看護学特論Ⅰ（隔週）（鈴木・金盛）	
			小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）		小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）	
火	看護政策論（渡井・木戸・山本・鳥本 他）（隔週） 地域看護学特論（渡井・山本・鳥本）（隔週）				看護政策論（渡井・木戸・山本・鳥本 他）（隔週） 地域看護学特論（渡井・山本・鳥本）（隔週）	
					母性看護学特論（隔週）（安田・武田）	
水		看護研究（木戸 他）				
木					看護研究（木戸 他）	
金	免疫学（永田）	健康科学特論（永田・秋田・山下）	看護倫理/基礎看護学特論（予定教員・村松 他）	母性看護学特論（安田・武田）	看護倫理/基礎看護学特論（予定教員・村松 他）	免疫学（永田）
					健康科学特論（永田・秋田・山下）	
土			精神看護学特論（毎月）（木戸）			

<後 期>

	1 時限 (8:50～10:20)	2 時限 (10:30～12:00)	3 時限 (13:00～14:30)	4 時限 (14:40～16:10)	5 時限 (18:00～19:30)	6 時限 (19:40～21:10)
月			老人看護学特論（隔週）（鈴木 ^(み) 、金盛）		老人看護学特論（隔週）/高齢者看護学特論Ⅲ（隔週）（鈴木 ^(み) 、金盛）	
			成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山） /看護管理（隔週）（佐藤・予定教員 他）		成人看護学特論（隔週）（佐藤・脇坂・影山） /看護管理（隔週）（佐藤・予定教員 他）	
			小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）		小児看護学特論（隔週）（坪見・宮城島）	
火			地域看護学特論（渡井・山本・鳥本）		地域看護学特論（隔週）（渡井・山本・鳥本）	
					母性看護学特論（隔週）（安田・武田）	
水			母性看護学特論（安田・武田）		看護教育論（隔週）（予定教員・村松 他）	
					フィジカルアセスメント（隔週）（脇坂 他）	
木	看護教育論（予定教員・村松 他）	看護理論/基礎看護学特論（予定教員・村松 他） 健康科学特論（永田・秋田・山下）	専門科目演習	専門科目演習	健康科学特論（永田・秋田・山下）	
					臨床薬理学（隔週）（山下 他）	
金					専門科目演習	専門科目演習
土					看護理論/基礎看護学特論（予定教員・村松 他）	
			精神看護学特論（毎月）（木戸）			

※ 病態研究方法論、コンサルテーション論及び病態生理学については、受講希望者あて個別に日程を通知する。

※ 高度実践看護コースの精神看護学の専門科目については受講希望者あて個別に日程を通知する。

※ 助産師養成コースについての詳細は別冊子を参照。ただし、共通科目は指定曜日の5～6時限、専門科目は月曜から金曜の1～6時限の中での開講となる（実習、演習科目についてはこの限りではない）。

※ 5時限及び6時限は夜間開講授業 ※ 隔週授業は別途日程を調整する

令和 5 年度大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程授業時間割　－ 2 年次生 －

< 前　期 >

	1 時限　（8:50～10:20）	2 時限　（10:30～12:00）	3 時限　（13:00～14:30）	4 時限　（14:40～16:10）	5 時限　（18:00～19:30）	6 時限　（19:40～21:10）
月			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
火			特 別 研 究		特 別 研 究	
水			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
木			専門科目演習	専門科目演習	専門科目演習	専門科目演習
金			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究

< 後　期 >

	1 時限　（8:50～10:20）	2 時限　（10:30～12:00）	3 時限　（13:00～14:30）	4 時限　（14:40～16:10）	5 時限　（18:00～19:30）	6 時限　（19:40～21:10）
月			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
火			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
水			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
木			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究
金			特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究	特 別 研 究
			課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究	課 題 研 究

- ※ 助産師養成コースについての詳細は別冊子を参照。ただし、共通科目は指定曜日の 5 ～ 6 時限、専門科目は月曜から金曜の 1 ～ 6 時限の中での開講となる（実習、演習科目についてはこの限りではない）。
- ※ 5 時限及び 6 時限は夜間開講授業

学生生活等

1) 学生生活に関する事項

別冊の「学生生活案内」を参照してください。

なお、主な事項として次のものがあります。

- ① 休学・復学・退学・身上異動に関すること
- ② 授業料の納付に関すること
- ③ 日本学生支援機構奨学金等に関すること
- ④ 学割証等に関すること
- ⑤ 学校教育研究災害傷害保険制度及び学研災付帯学生生活総合保険に関すること
- ⑥ 各種証明書等に関すること
- ⑦ 健康保持に関すること
- ⑧ 図書館の利用に関すること

2) オフィスアワーについて

大学院看護学専攻の教員は、研究、学生生活、その他学生の要望する必要な事項について、学生と個別に相談、調整を行うオフィスアワーを設定し、適宜対応します。なお、メール等でも対応します。

相談の内容は研究、将来の進路、学生生活などどのようなものでもよいが、内容によっては事務担当者や他の教員等の同席が必要な場合もあるので申し出てください。

3) 経済的支援

大学院生が安心して教育・研究を行うことができるよう次の経済的支援があります。募集の通知等に注意し、条件が合う場合は積極的に応募してください。

① 入学料・授業料免除

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生には、本人の申請に基づき選考の上、25%～100%免除をすることがあります。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

② 日本学生支援機構等の奨学金

日本学生支援機構による育英奨学事業としての学費の貸与や各地方公共団体・企業等の奨学事業については、学生生活案内を参照してください。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

③ 株式会社日本政策金融公庫による教育ローン

大学に入学・在学するために必要となる資金（入学料・授業料・生活準備費用等）を、学生1人につき350万円以内で融資する制度。詳細は「株式会社日本政策金融公庫」ホームページを参照してください。（<http://www.jfc.go.jp/>）

④ ティーチング・アシスタント（TA）

年度初めに募集を行い、指導教員より推薦があった大学院生に対して、選考の上、非常勤職員として採用する制度で、TAは教育補助業務を行うことにより給与が支払われます。

なお、採用にあたっては健康診断書の提出が求められるため、学生定期健康診断（4月実施）を必ず受健してください。

4) 研究費

大学院生の研究に関する費用が各講座に配分されているので、指導教員と相談のうえ使用してください。

5) 大学院生の研究室等について

大学院生の研究室（院生室）は看護学科棟に3部屋整備されています。各部屋の鍵はテンキー錠になっています。定期的に暗証番号を連絡しますので、どの部屋でも利用できます。

各部屋とも共同利用となっていますので、整理整頓に心がけ、清潔な学習環境の維持に努めるようにしてください。

また、私物を管理するため看護学科棟1階の更衣ロッカーを貸与します。なお、施錠用の錠は各自で用意してください。

個人情報保護、個人の安全、備品管理に努めてください。

6) 学生証について

大学が貸与する学生証により、本学附属図書館や学割証等の自動発行機が利用できます。

なお、本学附属図書館は、24時間利用が可能であり、大学院学生の自習にも使用できます。

また、修了予定学生は学位記授与式当日までに学生証を学務課大学院係へ返却してください。

7) 学務課等への連絡先

① 学務課学生支援係

電話番号 053-435-2202

ファックス（学務課共通） 053-435-2233

② 学務課大学院係

電話番号 053-435-2204

メールアドレス daigakuin@hama-med.ac.jp

③ 研究協力課（「臨床研究倫理委員会」担当）

電話番号 053-435-2972

ファックス 053-435-2179

学 位 申 請（博士前期課程）

学位申請手続きの詳細については、修了予定年度の7月下旬に該当者に対して説明会を実施する。

1) 申請時期について

学位申請する者は、指導教員・副指導教員の承認を得て、所定の期日までに下記の書類を提出してください。

① 修論コース

- | | |
|-------------|------------|
| ・修士論文題目 | 修了年次の11月中旬 |
| ・修士論文審査申請書類 | 修了年次の12月下旬 |

② 高度実践看護コース

- | | |
|-------------|------------|
| ・修了課題題目 | 修了年次の11月中旬 |
| ・修了課題審査申請書類 | 修了年次の12月下旬 |

③ 助産師養成コース

- | | |
|-------------|------------|
| ・修了課題題目 | 修了年次の11月中旬 |
| ・修了課題審査申請書類 | 修了年次の12月下旬 |

2) 提出書類について

① 修論コースの修士論文審査申請書類は次のとおりとする。

1. 修士論文審査願
2. 修士論文（主論文） ※共著の場合、筆頭著者に限る
3. 副論文・参考論文 ※掲載論文がある場合
4. 共同研究者の承諾書 ※修士論文が共同研究の場合
5. 自己担当部分の報告書 ※修士論文が共同研究の場合
6. 修士論文発表抄録

② 高度実践看護コースの修了課題審査申請書類は次のとおりとする。

1. 修了課題審査願
2. 課題研究 ※共著の場合、筆頭著者に限る
3. 専門科目の実習ケースレポート
4. 共同研究者の承諾書 ※課題研究が共同研究の場合
5. 自己担当部分の報告書 ※課題研究が共同研究の場合
6. 課題研究発表抄録

③ 助産師養成コースの修了課題審査申請書類は次のとおりとする。

1. 修了課題審査願
2. 課題研究
3. 助産学実習事例の助産過程
4. 課題研究発表抄録

3) 学位審査手順

① 申請資格審査

学位申請資格について、博士前期課程部会で審査する。なお、申請資格は次のとおり。

- ・大学院に2年以上在学又は在学見込みの者（大学院看護学専攻教授会が優れた業績を上げたと認める者については1年以上）
- ・修論コースにおいては、共通科目4単位以上、主領域の特論及び演習の8単位、それ以外の特論4単位以上、特別研究14単位、計30単位以上を修得している者
- ・高度実践看護コースにおいては、共通科目14単位以上、専門科目28単位、計42単位以上を修得している者
- ・助産師養成コースにおいては、共通科目4単位以上、専門科目57単位、計61単位以上を修得している者
- ・必要な研究指導を受けた者

② 修士論文及び修了課題（以下「論文等」という。）の受理、審査委員会の設置

上記申請資格を満たした者について、大学院看護学専攻教授会で論文等の受理を決定し、審査委員会を設置する。

審査委員会は、博士前期課程担当教員のうちから、主査1名及び副査2名の3名で構成する。

③ 審査・試験

審査委員会は、論文等の審査及び試験を公開で行う。

審査は論文等について、試験は論文等を中心とした関連分野について、口頭試問により行う。

④ 公開研究発表会

学位申請者は、審査後に論文等を公開発表し、併せて最終審査とする。

⑤ 論文審査基準

修論コースにおける修士論文の審査基準は以下のとおりとする。

1. 研究の意義、目的は明確か
2. 研究方法は適切か
3. 研究結果は適切か
4. 考察は適切にされているか
5. 結論は適切か
6. 論文は全体として適切か
7. 研究遂行と論文記載において倫理的配慮は適切か
8. 抄録、要旨、キーワードの内容は適切か
9. 発表は適切に行われたか
10. 質問に適切に答えられたか

高度実践看護コースにおける修了課題の審査基準は以下のとおりとする。

1. 課題研究の研究の意義、目的は明確か
2. 課題研究の研究方法は適切か
3. 課題研究の研究結果は適切か
4. 課題研究の考察、結論は適切にされているか
5. 課題研究の研究遂行と論文記載において倫理的配慮は適切か
6. ケースレポートの検討課題は明確か
7. ケースレポートの結果の記述は適切か
8. ケースレポートの考察は適切か
9. 発表は適切に行われたか
10. 質問に適切に答えられたか

助産師養成コースにおける修了課題の審査基準は以下のとおりとする。

1. 課題研究の研究の意義、目的は明確か
2. 課題研究の研究方法は適切か
3. 課題研究の研究結果は適切か
4. 課題研究の考察、結論は適切にされているか
5. 課題研究の研究遂行と論文記載において倫理的配慮は適切か
6. 事例の妊婦期の助産過程は適切か
7. 事例の分娩期の助産過程は適切か
8. 事例の産褥期の母子の助産過程は適切か
9. 発表は適切に行われたか
10. 質問に適切に答えられたか

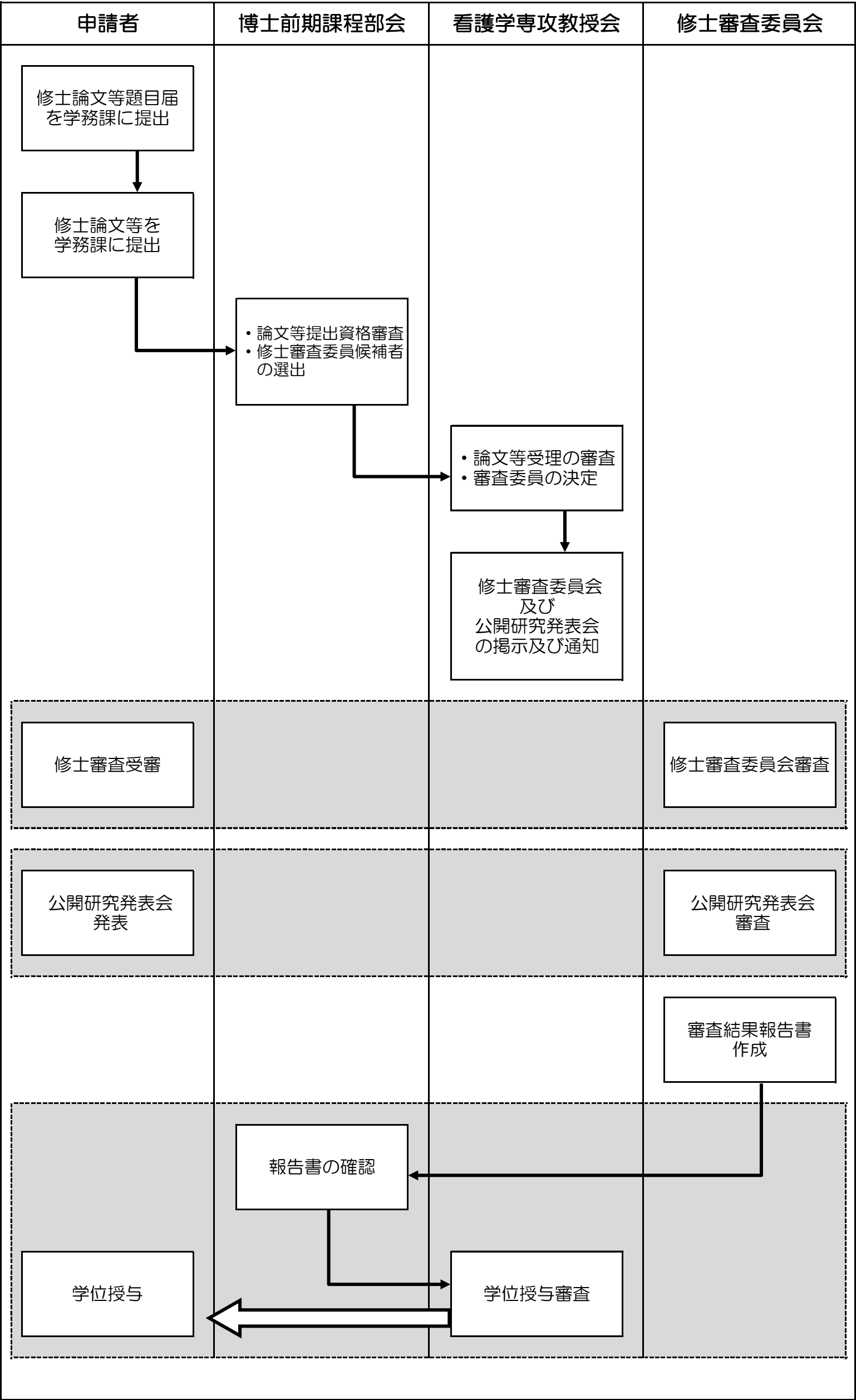
⑥ 修了者の決定

各審査委員会主査は、審査及び試験の結果を、審査結果等報告書により学務課大学院係へ提出する。博士前期課程部会及び大学院看護学専攻教授会で学位授与の審査を行い、修了者を決定する。

なお、修了予定者は学事日程に示されている学位記授与式に出席する。

課程修了による学位論文等審査の流れ

【修了年次】
11月



看護学専攻（博士後期課程）

目 的

倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

本博士後期課程は、看護学分野での新たな価値の創出に貢献できる教育・研究を行う高度専門人材を養成するため、入学時には以下のような資質を備えた学生を求める。

1. 科学的・論理的思考を備え、看護に関する高度な専門知識や技術を身につけて看護学の発展に寄与する教育者・研究者・看護管理者・看護政策者を目指す人
2. 自立して独創的な研究を行う能力を身につけ、生涯にわたり学問を探究しようとする人
3. 高い倫理観と人間性を備え、看護学の分野で指導的役割を果たす意欲を持つ人
4. 地域への関心のみならず、国際的・学際的視野を持ち、人間の健康と福祉に貢献する意欲を持つ人

カリキュラム・ポリシー

本博士後期課程では、倫理観と国際的視野を備え、異分野と融合して看護学分野での新たな価値を創出する教育・研究によって社会に貢献する人材を養成することを目的とする。このため、次のように教育課程を編成する。

1. 高度で実践的な研究を自立して行う能力を養うため、研究を戦略的に実施し効果的に成果発表を行うための方法や、異分野と融合し学際的研究を行うための基本的知識を修得する「看護学研究方法論」を共通必修科目とする。
2. 共通選択科目として、博士課程医学専攻との共通開講科目を履修し自らの専門性に基きつつ興味関心に応じて関連医学分野の学修を深め、学問的視野を広げる。
3. 各領域の特講および特別演習では、各自の専門領域における探究すべき課題や研究方法についてさらに理解を深め、各自の課題探究に必要な研究方法を身に付ける。
4. 特別研究では、共通科目および領域の特講・特別演習での学修を基盤とし、研究活動を展開して学位論文を作成し公表する。

ディプロマ・ポリシー

本博士後期課程では、看護学分野での新たな価値の創出に貢献する教育・研究を行う高度専門人材を養成します。このため、修了時まで以下を備えた学生に学位を授与します。

1. 最新の看護学の知識・技能の習得および向上開発を図り学修を継続する能力
2. 高い専門性を持ち、リーダーシップを発揮する能力
3. 専門性と倫理観に基づき、看護学の発展に寄与する研究を遂行できる能力
4. 異分野と連携し、新しい学際的課題の探究にチャレンジできる能力
5. 教育・研究活動を通じて地域社会および国際社会の問題を理解し考える能力

専門分野の担当教員

専 門 分 野	担 当 教 員
基盤・成熟期看護学	永田 年教授 秋田天平教授 山下寛奈准教授 予定教員 脇坂 浩教授 影山葉子准教授 鈴木みずえ教授 金盛琢也講師
成育・広域看護学	安田孝子教授 武田江里子教授 坪見利香准教授 宮城島恭子講師 渡井いずみ教授 山本真実准教授 木戸芳史教授

履 修 案 内

1) 単位制

単位とは、一定の質の勉学ないし学修の量を示す基準となるもので、各授業科目を履修して合格すれば、その科目の単位数が取得できる。

単位数によりその達成度が測られ、進級及び修了の可否が決定される単位制をとっている。

2) 単位と時間数

- ① 授業は前期、後期の2学期で実施され、原則的に、15週をもって1学期、試験等の期間を除き30週をもって1学年としている。
- ② 講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業時間をもって1単位としている。なお、講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合は浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程別表5により算出した時間数としている。
- ③ 授業時間割の1時限を2時間とみなす。

3) 授業

① 授業時間割

授業時間割表は、受講を希望する科目の担当教員もしくは学務課から配付する。

② 休講・補講・集中講義等

すべての連絡はメールまたは看護学科棟1階の掲示板により行う。

4) 履修指導、研究指導の方法等

看護学専攻の学生に、看護学研究及び実践・教育において基本となる領域並びに看護関連領域の学問に対する理解促進のための諸科学の研鑽を深め、その上で個々の学生の関心の高い領域における高度な知識・技術、専門看護実践能力を身に付けた看護職を育成するための、履修指導、研究指導の方法等は次のとおりとする。

- ① 授業科目の履修指導、博士論文等の研究指導は、原則として指導教員が行う。
- ② 研究指導に当たり、指導教員の他に副指導教員を置くことができる。

- ③ 適切な研究指導のために、指導教員は学位論文の作成等に対する指導の計画を毎年度策定し、学生にあらかじめ明示した上で研究指導を行う。
- ④ 1年間の研究計画については、指導教員（副指導教員）と相談し、毎年度当初に大学院生は研究計画を作成する。
- ⑤ 博士論文の作成のための実験、調査等は、主指導教員等の指導の下、中間審査を受け、研究実施が認められた後に行うものとする。
- ⑥ 大学院担当教員ごとにオフィス・アワーを設け、学生への個別研究指導、交流等の便宜を図っている。
- ⑦ 新しい技術を修得し、新しい分野での研究法を学ばせるために、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- ⑧ 優れた研究者養成という観点から、学生の国内外留学を積極的にサポートする。

5) 指導教員、副指導教員について

入学後、定められた時期までに、専門分野の指導教員のうち研究や博士論文の作成等に関し、指導を受けたい教員名を学務課大学院係まで届け出るものとする。

また、指導教員が他の教授、准教授又は講師の研究指導が必要と判断した場合は、その申請に基づき副指導教員を置くことができる。

6) 14条特例に基づく履修申請

在職しながらの修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第14条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。

看護学専攻博士後期課程の授業は、一部の選択科目を除いて、原則として夜間に開講するが、教育方法の特例による履修については学生の希望に基づき授業担当教員が相談に応じる。昼間や休日等の特定の時間において授業を行う等の便宜を図る他、オンラインのビデオ講義等、対面授業以外の方法であっても同等の教育的効果が得られると判断されれば、学生の利便性を考慮し積極的に取り入れる。

7) 修業年限及び長期履修制度

- ① 標準年限は3年とする。また、在学期間は6年を超えることはできない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。
 - ② 学則第34条では「職業を有している等の理由により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる」旨規定されており、昼夜開講制と同じく、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。長期履修を希望する場合は、長期履修学生規程に基づき指導教員と相談の上、入学年度の4月15日までに申請することにより、4年間から6年間の間で計画的に履修することが可能になる。他の時期に申請はできないので注意すること。
- ※長期履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了予定年度の前年度末日までに期間変更の申請をすることが必要である。なお、修了予定年度中の申請はできないので注意すること。

8) 科目等履修制度について

本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで履修を希望する場合は、本学学則の定めるところ

ろにより、科目等履修生として入学することができる。

9) 履修届

入学時に履修手続きのガイダンスを行うので、それに従って履修届用紙にて申請を行う。この履修申請を怠ると、十分に学修したという実績があっても単位を取得できない。

なお、授業科目の教育要項は学務情報システムにより参照すること。

10) 履修方法等

授業科目の履修については、指導教員の指導のもと、次のとおり履修するものとする。

授業科目の履修方法は、「看護学研究方法論（1単位）」、共通科目の選択科目を2単位以上、専門科目より特講及び特別演習を各2単位、及び特別研究6単位の計13単位以上を履修しなければならない。

11) 試験

履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。試験は、授業担当教員の判断で、レポート、口頭試問等の方法により評価する場合もある。

12) 成績評価

授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、不可の標語をもって表し、不可を不合格とする。

なお、評価の基準は下記のとおりである。（100点満点評価）

秀・・・90点以上

優・・・80点以上90点未満

良・・・70点以上80点未満

可・・・60点以上70点未満

不可・・・60点未満

13) 成績の発表

成績は学年度末に学生に学務情報システムにより通知する。

なお、成績評価について質問・申立てがある場合は「大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ」に基づき手続きを行うこと。

14) 修了

本学学則及び履修規程の定めるところにより、原則として3年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士後期課程の目的に応じ、博士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

15) 学位の授与

本学学位規程に基づき、博士（看護学）の学位を授与する。

入学から修了までの流れ

1. 3年履修（このスケジュールはあくまで例示）

【1年次】

4月

入学式・ガイダンス



履修計画・研究計画の提出 /
前期開始（共通科目、専門科目、特別研究の履修）



10月～

後期開始



1月

中間審査委員会



3月

倫理審査委員会



【2年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）



10月

後期開始（特別研究の履修）



【3年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）



10月

後期開始（特別研究の履修）



1月

学位授与の申請（学位論文等）



1月～2月

学位審査委員会



3月

学位記授与式

2. 6年履修（このスケジュールはあくまでも例示）

【1年次】

4月

入学式・ガイダンス

履修計画・研究計画の提出 /
前期開始（共通科目の履修）

10月

後期開始（共通科目の履修）

【2年次】

4月

研究計画の提出 /
前期開始（共通科目及び専門科目の履修）

10月

後期開始（共通科目及び専門科目の履修）

【3年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

1月

中間審査委員会

3月

倫理審査委員会

【4年次】

【5年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

【6年次】

4月

研究計画の提出 / 前期開始（特別研究の履修）

10月

後期開始（特別研究の履修）

1月

学位授与の申請（学位論文等）

1月～2月

学位審査委員会

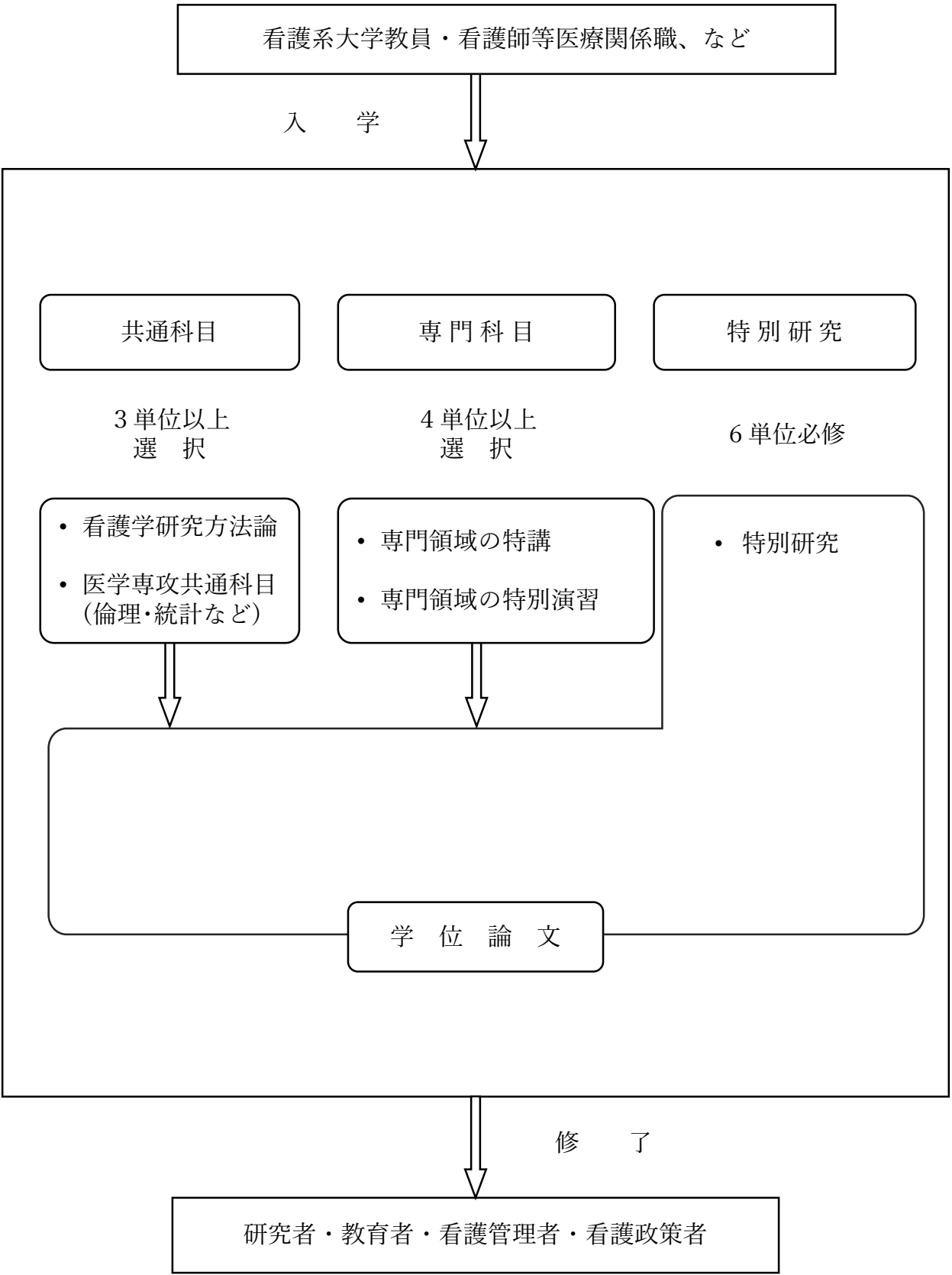
3月

学位記授与式

授業科目および単位数

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			適用
				必修	選択	自由	
共通科目		看護学研究方法論	1	単位 1	単位	単位	履修方法 (1) 看護学研究方法論を履修する。 (2) 共通科目の選択科目を2単位以上履修する。 (3) 専門科目の特講及び特別演習を各2単位履修する。 (4) 特別研究を履修する。
		医療倫理学	1		2		
		行動神経科学	1		2		
		医学統計学	1		2		
		疫学方法論	1・2		2		
専門科目	基盤・成熟期看護学	基礎看護学特講	1		2		修了要件 原則として3年以上在学し、13単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士後期課程の目的に応じ、博士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
		基礎看護学特別演習	1		2		
		健康科学特講	1		2		
		健康科学特別演習	1		2		
		成人看護学特講	1		2		
		成人看護学特別演習	1		2		
		高齢者看護学特講	1		2		
		高齢者看護学特別演習	1		2		
	成育・広域看護学	リプロダクティブヘルス看護学特講	1		2		
		リプロダクティブヘルス看護学特別演習	1		2		
		小児看護学特講	1		2		
		小児看護学特別演習	1		2		
		地域看護学特講	1		2		
		地域看護学特別演習	1		2		
		精神看護学特講	1		2		
		精神看護学特別演習	1		2		
		特別研究	1-3	6			

看護学専攻（博士後期課程）の構成



履 修 モ デ ル

〔履修例 1〕（3 年履修）

研究領域 ： 成人看護学

履修科目 ：	共通科目	看護学研究方法論	1 単位（1 年次に履修）
		医学統計学	2 単位（1 年次に履修）
	主領域の専門科目	成人看護学特講	2 単位（1 年次に履修）
		成人看護学特別演習	2 単位（1 年次に履修）
		特別研究	6 単位（1 ～ 3 年次に履修）

計 1 3 単位

〔履修例 2〕（6 年履修）

研究領域 ： 成人看護学

履修科目 ：	共通科目	看護学研究方法論	1 単位（1 年次に履修）
		行動神経科学	2 単位（2 年次に履修）
	主領域の専門科目	成人看護学特講	2 単位（2 年次に履修）
		成人看護学特別演習	2 単位（2 年次に履修）
		特別研究	6 単位（3 ～ 6 年次に履修）

計 1 3 単位

令和 5 年度授業実施計画
看護学専攻（博士後期課程）

1－1．共通科目（必修）

科目名	授業実施方法	単位数	備考
看護学研究方法論	講義 8 回	1	詳細は後日受講者に連絡

1－2．共通科目（選択）

科目名	授業実施方法等	単位数	開講時期	備考
医療倫理学	講義 10 回 (Zoom で開講予定)	2	後期原則月曜日 17:30～20:00	詳細は後日受講希望者に案内します。
行動神経科学	集中授業 1 週間、講義、演習	2	9 月 12 日(月)～9 月 16 日(金)	
医学統計学	集中授業 1 週間、講義、演習	2	11 月 7 日(月)～11 月 11 日(金)	
疫学方法論	15 時間以上の講義・演習	2	令和 5 年度は未開講の予定	令和 6 年度に開講予定

※行動神経科学と医学統計学は令和 4 年度の予定を記載している。今後日程調整のうえ日程が決定するので、決定後に日程を記載する。

2．専門科目

科目名	授業実施方法等	単位数	開講時期	備考
特講	講義 15 回	2	通年	詳細は担当教員にご確認ください。
特別演習	演習 30 回	2	通年	
特別研究	3 年間で履修	6	通年	

学生生活等

1) 学生生活に関する事項

別冊の「学生生活案内」を参照してください。

なお、主な事項として次のものがあります。

- ① 休学・復学・退学・身上異動に関すること
- ② 授業料の納付に関すること
- ③ 日本学生支援機構奨学金等に関すること
- ④ 学割証等に関すること
- ⑤ 学校教育研究災害傷害保険制度及び学研災付帯学生生活総合保険に関すること
- ⑥ 各種証明書等に関すること
- ⑦ 健康保持に関すること
- ⑧ 図書館の利用に関すること

2) オフィスアワーについて

大学院看護学専攻の教員は、研究、学生生活、その他学生の要望する必要な事項について、学生と個別に相談、調整を行うオフィスアワーを設定し、適宜対応します。なお、メール等でも対応します。

相談の内容は研究、将来の進路、学生生活などどのようなものでもよいが、内容によっては事務担当者や他の教員等の同席が必要な場合もあるので申し出てください。

3) 経済的支援

大学院生が安心して教育・研究を行うことができるよう次の経済的支援があります。募集の通知等に注意し、条件が合う場合は積極的に応募してください。

① 入学料・授業料免除

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生には、本人の申請に基づき選考の上、25%～100%免除をすることがあります。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

② 日本学生支援機構等の奨学金

日本学生支援機構による育英奨学事業としての学費の貸与や各地方公共団体・企業等の奨学事業については、学生生活案内を参照してください。なお、本件に係る問合せは学務課学生支援係までお願いします。

③ 株式会社日本政策金融公庫による教育ローン

大学に入学・在学するために必要となる資金（入学料・授業料・生活準備費用等）を、学生1人につき350万円以内で融資する制度。詳細は「株式会社日本政策金融公庫」ホームページを参照してください。 (<http://www.jfc.go.jp/>)

④ ティーチング・アシスタント (TA) 、リサーチ・アシスタント (RA)

年度初めに募集を行い、指導教員より推薦があった大学院生に対して、選考の上、非常勤職員として採用する制度で、TAは教育補助業務、RAは研究補助業務を行うことにより給与が支払われます。

なお、採用にあたっては健康診断書の提出が求められるため、学生定期健康診断（4月実施）を必ず受健してください。

4) 研究費

大学院生の研究に関する費用が各講座に配分されているので、指導教員と相談のうえ使用してください。

5) 大学院生の研究室等について

大学院生の研究室（院生室）は看護学科棟に3部屋整備されています。各部屋の鍵はテンキー錠になっています。定期的に暗証番号を連絡しますので、どの部屋でも利用できます。

各部屋とも共同利用となっていますので、整理整頓に心がけ、清潔な学習環境の維持に努めるようにしてください。

また、私物を管理するため看護学科棟1階の更衣ロッカーを貸与します。なお、施錠用の錠は各自で用意してください。

個人情報保護、個人の安全、備品管理に努めてください。

6) 学生証について

大学が貸与する学生証により、本学附属図書館や学割証等の自動発行機が利用できます。

なお、本学附属図書館は、24時間利用が可能であり、大学院学生の自習にも使用できます。

また、修了予定学生は学位記授与式当日までに学生証を学務課大学院係へ返却してください。

7) 学務課等への連絡先

① 学務課学生支援係

電話番号 053-435-2202

ファックス（学務課共通） 053-435-2233

② 学務課大学院係

電話番号 053-435-2204

メールアドレス daigakuin@hama-med.ac.jp

③ 研究協力課（「臨床研究倫理委員会」担当）

電話番号 053-435-2972

ファックス 053-435-2179

学 位 申 請

1) 学位論文提出者の要件（必要単位数等）

標準修業年限の3年以上在籍し、修了要件の13単位以上の単位を修得した者、又は3月31日までに期間・単位ともに満たす予定の者が提出できる。

2) 学位論文の要件

1. 以下の要件を満たす査読有の学術誌に原則として原著論文として受理されていること（掲載可とされた論文を含む）。学位論文提出者が筆頭著者であること。
 - ・英文誌の場合、インパクトファクターが付いている雑誌
 - ・和文誌の場合、日本学術会議協力学術研究団体である学会の学会誌
2. 英語論文を必須とはしないが、英語論文であることが望ましい。
3. 副論文は必須としない。

3) 学位論文の提出及び学位授与の時期

課程修了により博士論文を提出する者の提出時期は12月下旬とし、学位の授与は3月とする。必ず主指導教員の了承を得て、学長に提出する。

4) 博士の学位授与に係る審査は、次に掲げる手順により行う。

1. 中間審査
 - ・中間審査申請・看護学専攻教授会での中間審査委員会設置の承認
 - ・中間審査
 - ・教授会の議決
2. 学位審査
 - ・学位授与申請・看護学専攻教授会での学位審査委員会設置の承認
 - ・学位論文審査及び最終試験
 - ・教授会の議決

5) 中間審査

(1) 中間審査時に提出する書類

1. 中間審査申請書
2. 研究計画書
3. 必要に応じ参考資料

(2) 中間審査委員会

1. 学長は、中間審査申請を受理したときは、看護学専攻教授会に審査を付託する。
2. 看護学専攻教授会は、申請者ごとに中間審査委員会を設置する。

3. 中間審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授又は准教授3人以上で構成する。看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。
4. 中間審査委員会に主査を置き、主査及び副査は看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員は主査になることができない。
5. 中間審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
6. 中間審査委員会は、研究計画書の審査を行い、研究実施の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。

(3) 中間審査の手順

1. 中間審査委員会は、中間審査にあたり、研究計画発表会を行うものとする。
2. 中間審査委員会は、発表された研究計画についての審査を行う。
3. 中間審査委員会は、「中間審査結果の要旨」に、研究実施の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。
4. 看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

(4) 中間審査基準

中間審査において、客観性および厳格性を確保するため、中間審査基準は次のとおりとする。

1. 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
2. 研究方法が目的の達成にとって的確であり、実施可能なものであること。
3. 研究の実施によって得られる成果が、新規性、独創性若しくは有用性を含み、博士学位を授与するにふさわしい学術的意義又は社会的意義を持つと見込まれるものであること。

6) 学位審査

(1) 学位論文の審査時に提出する書類

課程修了により博士論文を提出できる者が審査時に提出する書類等は次のとおりである。

1. 学位論文本審査申請書
2. 学位論文（英文又は和文）
3. 学位論文要旨（英文800語程度又は和文2000字程度）
4. 既発表の論文目録

(2) 学位審査委員会

1. 学長は、学位論文を受理したときは、看護学専攻教授会に審査を付託する。
2. 看護学専攻教授会は、論文申請者ごとに学位審査委員会を設置する。
3. 学位審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授又は准教授3人以

上で構成する。看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

4. 学位審査委員会に主査を置き、主査及び副査は看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員は主査になることができない。
5. 学位審査委員会は、必要と認める場合は、他の大学院の教員又は研究機関の研究者等の意見を聴取して、審査をすることができる。
6. 学位審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、学位授与の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。

(4) 学位審査の手順

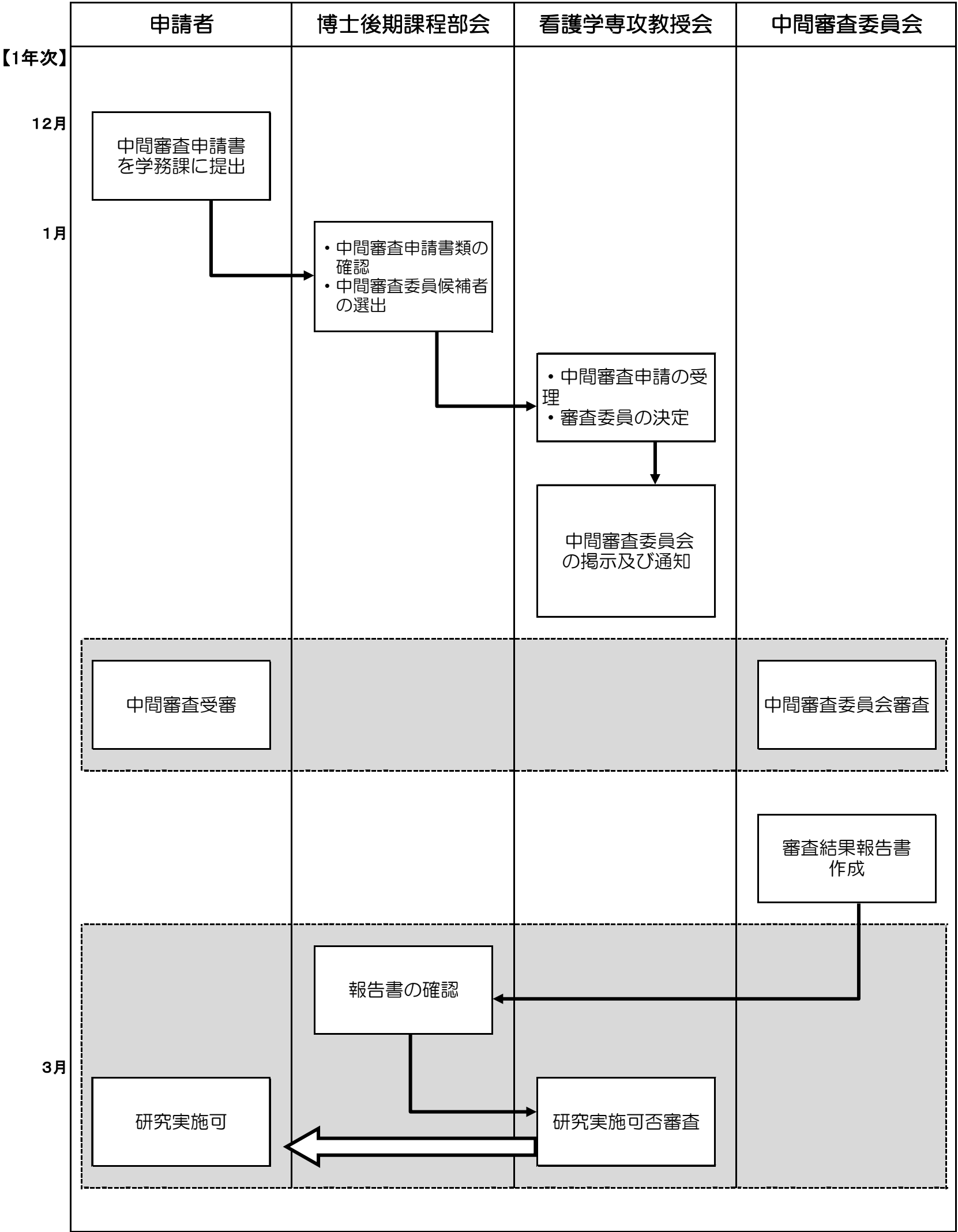
1. 学位審査委員会は、学位審査にあたり、公開の論文発表会を行うものとする。
2. 最終試験は、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行う。
3. 学位審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験終了後、「学位論文内容の要旨」「審査結果の要旨及び最終試験結果の要旨」に、学位授与の可否に関する意見を添えて、看護学専攻教授会に文書で報告する。
4. 看護学専攻教授会は、学位審査委員会の報告に基づき、学位授与の可否を決議する。
5. 学長は、学位授与決定者に学位記を交付する。
6. 学位授与者は学位簿に登録され、文部科学大臣に報告される。
7. 学位論文内容の要旨及び審査結果の要旨は、学位を授与した日から1年以内に公表するものとする。
8. 博士の学位を授与された者は、原則授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に印刷公表したときは、この限りでない。

(5) 学位論文審査基準

学位論文審査において客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査基準は次のとおりとする。

1. 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
2. 研究方法が目的の達成にとって的確であること。
3. 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
4. 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
5. 論文の内容に新規性、独創性若しくは有用性を含み、学術的意義、又は社会的意義が見出されること。

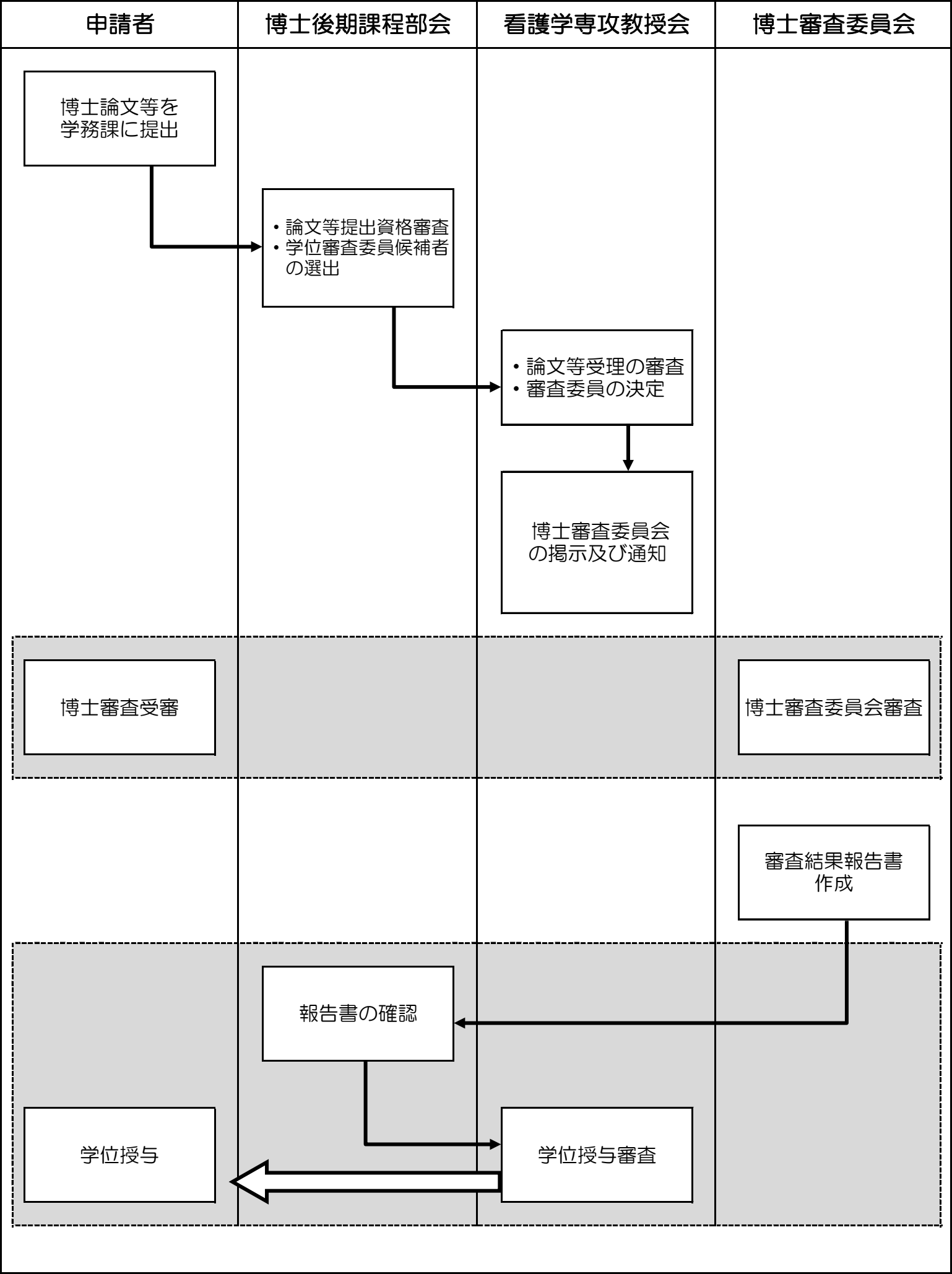
中間審査の流れ



※実施時期はあくまで例示である。申請者の研究の進捗状況に応じて適宜申請を行う。

課程修了による学位論文等審査の流れ

【修了年次】
12月



關 連 規 程 等

○浜松医科大学学則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日規則第 25 号
最終改正 令和 4 年 12 月 26 日規則第 35 号

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 浜松医科大学(以下「本学」という。)は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第 1 項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況を、積極的に公表するものとする。

(教育研究の基本組織)

第 4 条 本学に、医学部を置く。

2 医学部に、医学科及び看護学科を置く。

3 医学科及び看護学科に次の講座を置く。

医学科

総合人間科学、器官組織解剖学、細胞分子解剖学、神経生理学、医生理学、分子生物学、医化学、腫瘍病理学、再生・感染病理学、薬理学、再生医療学、微生物学・免疫学、健康社会医学、法医学、内科学第一、内科学第二、内科学第三、精神医学 外科学第一、外科学第二、脳神経外科学、整形外科学、皮膚科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線診断学、放射線腫瘍学、麻酔・蘇生学、産婦人科学、小児科学、歯科口腔外科学、臨床検査医学、臨床薬理学、救急災害医学、臨床腫瘍学

看護学科

基礎看護学、臨床看護学、地域看護学

4 医学科の定員は、収容定員 625 人、入学定員 100 人、第 2 年次編入学定員 5 人とし、看護学科の定員は、収容定員 260 人、入学定員 60 人、第 3 年次編入学定員 10 人とする。

第 5 条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、医学系研究科を置く。

3 医学系研究科に置く専攻及び課程並びにその収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	入学定員
医学専攻	博士課程	120 人	30 人
看護学専攻	博士前期課程	32 人	16 人

看護学専攻	博士後期課程	9 人	3 人
光医工学共同専攻	博士後期課程	9 人	3 人
合計		170 人	52 人

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 6月7日

春季休業 3月6日から4月10日まで

夏季休業 7月20日から8月31日まで

冬季休業 12月16日から翌年1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の各休業期間は、教育上必要と認めるときは、学長はこれを変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が教育上必要と認めるときは休業日に授業をすることができる。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(本学の学内施設)

第11条 本学に、次の学内施設を置く。

- (1) 光先端医学教育研究センター
- (2) 産学連携・知財活用推進センター
- (3) 次世代創造医工情報教育センター
- (4) 保健管理センター
- (5) 安全衛生管理センター
- (6) 医療廃棄物処理センター
- (7) 情報基盤センター
- (8) 子どものこころの発達研究センター
- (9) 医学教育推進センター
- (10) 総合診療教育研究センター
- (11) 国際マスメージングセンター
- (12) 国際化推進センター

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等)

第12条 本学に、寄附により運営する、寄附講座等を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院教授会)

第14条 大学院の専攻ごとに大学院教授会を置く。ただし、医学専攻及び光医工学共同専攻においては、大学院医学系研究科医学専攻教授会として同一の大学院教授会を置くものとする。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部

(修業年限)

第15条 修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、医学科にあつては10年(第2年次編入学にあつては9年)、看護学科にあつては8年(第3年次編入学にあつては4年)を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学科にあつては、第2年次まで通算して4年を超えて在学することはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、看護学科にあつては、同一の年次に2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第17条 医学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同様以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

(医学科の編入学、転入学及び再入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、医学科の相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学の医学部の進学課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学科の退学者で再入学を志願するもの

- 2 前項第3号に規定する再入学を志願する者のうち、本学の医学科に4年以上在学し、早期に大学院(医学系博士課程)へ進学し、課程を修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(医学科の第2年次編入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、医学科の第2年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者及び外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願するもの。ただし、医学部医学科を卒業した者及び在学中の者を除く。

(2) 外国において前号に掲げる者が授与された学位と同等であると本学が認める学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(3) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願するもの。

(看護学科の再入学)

第20条 本学の看護学科の退学者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- 2 前項に規定する再入学を志願する者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に大学院(看護学系修士課程)へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、相当の学年に入学を許可する。

(看護学科の第3年次編入学)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、看護学科の第3年次に入学を許可する。

(1) 大学又は短期大学の看護系学科を卒業した者で入学を志願するもの

(2) 専修学校の看護系の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(3) 高等学校の看護系の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了し、次のすべてに該当する者で入学を志願するもの

ア 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者

イ 看護師国家試験受験資格を有する者

(編入学者等の取扱い)

第22条 第18条から前条までの規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

(教育課程)

第23条 医学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し編成する。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の単位数)

第25条 医学部の課程を修了するためには、第23条の授業科目により、別に定める単位数を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 医学部の教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 医学部の教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 医学部の教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 26 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(授業科目の修得の認定)

第 29 条 授業科目の修得の認定は、試験その他の審査により行う。

(関連教育病院)

第 30 条 本学は、関連教育病院において、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第 31 条 授業科目の成績評価の方法は、別に定める。

(課程修了の認定)

第 32 条 課程修了の認定は、教授会に諮って、学長が行う。

(卒業・学位授与)

第 33 条 本学に第 15 条に規定する修業年限以上在学し、医学部の全課程の修了の認定を受けた者に対し、卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 大学院

(標準修業年限及び長期履修)

第 34 条 大学院の標準修業年限は、医学専攻博士課程にあつては 4 年、看護学専攻博士課程にあつては 5 年、光医工学共同専攻博士後期課程にあつては 3 年とする。ただし、看護学専攻博士課程は、これを前期 2 年の看護学専攻博士前期課程及び後期 3 年の看護学専攻博士後期課程に区分し、看護学専攻博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

- 2 大学院の学生が、職業を有している等の理由により、前項に定める標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、その計画的履修を認めることができる。

- 3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第 35 条 大学院の在学期間は、医学専攻博士課程にあつては 8 年、看護学専攻博士前期課程にあつては 4 年、看護学専攻博士後期課程及び光医工学共同専攻博士後期課程にあつては 6 年を超えることができない。

(入学資格)

第 36 条 大学院の医学専攻博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修業年限が 6 年の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (5) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

2 大学院の看護学専攻博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

3 大学院の看護学専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (8) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者

4 大学院の光医工学共同専攻博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた 24 歳以上の者
（編入学、転入学及び再入学）

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期 2 年の課程、並びに医学の研究科の博士課程を中途において退学した者で、本学の大学院に編入学を志願するもの
 - (2) 他の大学院の看護学等の研究科の修士課程及び博士課程前期 2 年の課程、並びに医学の研究科の博士課程に在学する者で、課程の中途において本学の大学院に転入学を志願するもの
 - (3) 本学の大学院を課程の中途において退学した者で、再入学を志願するもの
- 2 編入学、転入学及び再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

（教育方法）

第 38 条 大学院の教育は、専攻に応じ教育上必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第 39 条 大学院の教育上特別の必要があると認められた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

（授業科目等）

第 40 条 大学院の授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等については、別に定める。

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第 41 条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより 15 単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合に準用するものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第 42 条 大学院の教育上有益と認めるときは、他の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。この場合には、他の大学院又は研究所等との協議による。

2 前項の規定は、外国の大学院、研究所等に留学する場合に準用するものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 43 条 大学院の教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとする。

- 3 前項及び第41条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(課程の修了の要件)

- 第44条 医学専攻博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 看護学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 看護学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
 - 4 光医工学共同専攻博士後期課程の修了は、当該課程に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
 - 5 第43条により本学の大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限り、)を、本学の大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の認定により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間及びその他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなし、前3項の在学期間に含めることができる。ただし、修士課程について本項を適用する場合、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位授与)

第45条 大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 この章に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

(連合大学院)

第45条の2 大阪大学大学院に設置される大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科博士課程の教育研究の実施について、本学は、大阪大学、金沢大学、千葉大学及び福井大学と連携協力するものとする。

第4章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第46条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、転入学、再入学及び大学院医学系研究科医学専攻博士課程への入学の場合については、後学期の始めとすることがある。

(入学者の選考)

第47条 本学に入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。

(入学志願手続)

第48条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付の上、願書、検定料払込証明書及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学手続及び入学許可)

- 第49条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。
 - 3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前項の適用については、入学料に係る入学手続を終えた者とみなす。

(休学)

第 50 条 病気その他の理由により、引き続き 2 か月以上修学することができない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て更に引き続き 1 年以内休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者は、学長はこれを休学させることができる。

4 休学期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 連続して 2 年

(2) 医学科の学生は通算して 4 年

(3) 前号の規定にかかわらず、医学科第 2 年次編入学者にあつては通算して 3 年

(4) 看護学科の学生は通算して 4 年

(5) 前号の規定にかかわらず、看護学科第 3 年次編入学者にあつては通算して 2 年

(6) 大学院医学専攻博士課程の学生は通算して 4 年

(7) 大学院看護学専攻博士前期課程の学生は通算して 2 年

(8) 大学院看護学専攻博士後期課程の学生は通算して 3 年

(9) 大学院光医工学共同専攻博士後期課程の学生は通算して 3 年

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 51 条 休学期間中にその理由がなくなったときは、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 52 条 病気その他の理由により退学しようとする者は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会(大学院の学生にあつては大学院教授会(以下「教授会等」という。))に諮って、学長が退学させる。

(1) 学部の学生にあつては第 16 条、大学院の学生にあつては第 35 条の在学期間を超えた者

(2) 第 50 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(除籍)

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会等に諮って、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であつて、所定の期日までに入学料を納付しない者

(3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第 55 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 56 条 本学の大学院に入学する者であつて、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に入学する者であって、特別な事情によって入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 3 本学に入学する者であって、特別な事情によって、納付期限までに入学料の納付が困難な場合は、本人の申請により、入学料の徴収猶予を行うことがある。
- 4 前各項の規定による入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納期)

第 57 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に分けて、年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納付期間内に納付しなければならない。

前期(4 月から 9 月まで) 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期(10 月から 3 月まで) 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が申し出たときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の免除)

第 58 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって、授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により各期ごとの授業料の全部若しくはその一部を免除することがある。

- 2 前項の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 59 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者で、学業優秀と認められるもの及び学資を主として負担している者が不慮の災害を受けたことによって授業料の納付が困難と認められるものについては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

- 2 前項の授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

第 60 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合、又は授業料の徴収猶予を申請した者が休学を許可された場合は、月割計算により休学した月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当る場合は、その月)から復学した月の前月までの授業料の全額を免除する。

- 2 前期又は後期の中途において復学した者の授業料は、月割計算により、復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付しなければならない。

(退学又は除籍の場合における授業料)

第 61 条 退学又は除籍の場合は、当期分の授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 入学料又は授業料の未納を理由に除籍された場合

- 2 授業料の徴収猶予の許可を受けている者が、願い出により退学を許可された場合は、前項の規定にかかわらず、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第 62 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定めるものを返還する。

- (1) 第 47 条に規定する医学部の入学者選抜において、2 段階選抜による第 1 段階目の選抜で不合格となった者 当該検定料
- (2) 第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、9 月 30 日までに休学又は退学した場合 後期分授業料
- (3) 第 57 条第 3 項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合 当該授業料
- (4) その他学長が、特別な理由があると認めた場合 当該検定料、入学料及び授業料
(その他検定料、入学料及び授業料に関する事項)

第 62 条の 2 第 55 条から前条までに定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生
(研究生)

第 63 条 本学において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第 64 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 65 条 本学所定の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第 66 条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学で授業科目を履修すること又は大学院の研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学との協議に基づき、選考の上、学長は、それぞれ特別聴講学生又は研究指導を受ける者を特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、それぞれ聴講生及び研究生の授業料の額と同額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料を徴収しないことができる。

- (1) 国立大学法人の設置する大学との協議により受け入れた学生
- (2) 大学間交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた外国人留学生
- (3) 大学間特別研究学生交流協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生
- (4) 大学間相互単位互換協定に基づき授業料を相互不徴収として受け入れた学生
- (5) その他学長が特別に認めた者

(外国人留学生)

第 67 条 外国人で、本学に留学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を置く。
- 3 外国人留学生が、前項の規定に基づく日本語及び日本事情に関する授業科目を修得した場合は、別に定めるところにより、その単位を第 25 条に規定する単位に代えることができる。

(その他研究生等に関する規則)

第 68 条 第 63 条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 賞罰
(表彰)

第69条 学生で、表彰に値する行為があったものは、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第70条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、教授会等に諮って学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間が2か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第8章 公開講座

(公開講座)

第71条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に旧浜松医科大学に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学等をする者が在学しなくなるまでの間、旧浜松医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧浜松医科大学の学則の定めるところによる。

附 則(平成17年1月13日規則第42号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月9日規則第1号)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月14日規則第12号)

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規則第4号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日規則第16号)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日規則第2号)

この学則は、平成20年3月13日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第5条の2については、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第1号)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
医学部 医学科	平成21年度～平成29年度 105人 (5)	580人 (25)	590人 (25)	600人 (25)	610人 (25)	620人 (25)	630人 (25)

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成22年1月25日規則第1号)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	平成22年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	115人 (5)	110人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)
収容定員					
平成25年度	平成26年度	平成27年度～ 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
660人 (25)	680人 (25)	690人 (25)	685人 (25)	680人 (25)	665人 (25)
収容定員					
平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度		
650人 (25)	635人 (25)	620人 (25)	610人 (25)		

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

附 則(平成23年3月28日規則第1号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月27日規則第7号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年5月28日規則第1号)

この学則は、平成24年5月28日から施行する。

附 則(平成24年7月23日規則第2号)

この学則は、この学則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第36条第2項の改正規定は、平成24年8月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月22日規則第10号)

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年5月26日規則第16号)

- この学則は、平成26年6月1日から施行する。
- 平成26年度以前に第2年次後期編入学した医学科の学生及び当該入学を志願した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員		
医学部 医学科	平成22年度～ 平成29年度	平成30年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	115人 (5)	110人 (5)	600人 (25)	620人 (25)	640人 (25)
収容定員					

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	685 人 (25)	680 人 (25)	665 人 (25)
収容定員					
平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度		
650 人 (25)	635 人 (25)	620 人 (25)	610 人 (25)		

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 24 日規則第 20 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 26 日規則第 5 号)

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
- 平成 27 年度以前に入学した医学部の学生に対する規則第 50 条第 3 項及び第 4 項並びに第 53 条第 1 項第 2 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日規則第 13 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 10 月 30 日規則第 14 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 5 条第 3 項にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の博士後期課程光医工学共同専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
博士後期課程	光医工学共同専攻	平成 30 年度	平成 31 年度
		3 人	6 人

- 改正後の第 41 条、第 43 条及び第 44 条第 3 項ただし書にかかわらず、最初の修了生を出し、カリキュラムの検証を行うまでは適用しないこととする。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日規則第 16 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員		
医学部 医学科	平成 22 年度～ 平成 31 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	115 人 (5)	600 人 (25)	620 人 (25)	640 人 (25)
収容定員				

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
660 人 (25)	680 人 (25)	690 人 (25)	675 人 (25)	660 人 (25)
収容定員				
平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度		
645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)		

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

- 3 平成 30 年度以前に入学した大学院の学生に対する第 50 条第 4 項第 6 号及び第 7 号の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 11 月 27 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 30 年度以前に入学した医学部の学生に対する第 16 条の適用は、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 25 日規則第 1 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 6 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 28 日規則第 4 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 4 条第 4 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員	
医学部 医学科	令和 2 年度～ 令和 3 年度	令和 4 年度～ 令和 8 年度	令和 2 年度～ 令和 3 年度	令和 4 年度
	115 人 (5)	100 人 (5)	690 人 (25)	675 人 (25)
収容定員				
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
660 人 (25)	645 人 (25)	630 人 (25)	615 人 (25)	

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

附 則(令和 2 年 6 月 23 日規則第 11 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 23 日規則第 12 号)

この学則は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 27 日規則第 2 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 22 日規則第 5 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 20 日規則第 14 号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員			
	令和4年度	令和5年度～ 令和9年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)
収容定員						
令和8年度	令和9年度					
630人 (25)	615人 (25)					

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則(令和4年1月26日規則第1号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第3項にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の看護学専攻博士後期課程の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	
看護学専攻	博士後期課程	令和4年度	令和5年度
		3人	6人

附 則(令和4年3月23日規則第10号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日規則第29号)

この学則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日規則第35号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度の間は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員			
	令和5年度	令和6年度～ 令和10年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部 医学科	115人 (5)	100人 (5)	690人 (25)	675人 (25)	660人 (25)	645人 (25)
収容定員						
令和9年度	令和10年度					

630 人 (25)	615 人 (25)
---------------	---------------

() 内は、第 2 年次編入学を外数で示す。

○浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程

制 定 平成16年4月8日 規程第77号

最終改正 令和5年2月9日 規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第40条の規定に基づき、浜松医科大学の大学院の医学系研究科における授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等について定めるものとする。

(授業科目の種類及び単位数)

第2条 履修すべき授業科目の種類及び単位数については、別表第1、別表第2及び別表第3による。

2 別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4について、教育上必要があると認めたときは、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は光医工学共同専攻協議会(以下「教授会」という。)に諮って、学長がこれを変更することがある。

(履修届)

第3条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による履修届を記入の上、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

(各授業科目の授業期間)

第4条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業方法等)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第6条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、教育要項において明示するものとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間又は30時間で別表第5に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習については、30時間又は45時間で別表第5に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験及び実習を併用する場合については、別表第5に定める算式により算出した時間数が45時間である授業をもって1単位とする。

(試験)

第8条 試験は、定期試験又は随時試験とする。

2 定期試験は、その授業の終了する期末に、一定の期間を定めて行うものとし、又、随時試験はその授業科目の担当教員が必要と認めたときに適宜行うものとする。

3 定期試験又は随時試験を病気、災害その他特別の事情で受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。この場合にあっては、追試験を志願する者は、授業担当教員に願い出て受けなければならない。

4 定期試験、随時試験又は追試験に不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、授業担当教員が特にその必要を認めた場合は、この限りでない。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験その他の方法により学修の成果を評価して行う。

2 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格として単位の修得を認め、不可を不合格とする。ただし、1年次から2年次、又は1年次から3年次にわた

って開設される授業科目で、2、3年次に総合評価されるものについては、1、2年次の評価をする場合に限り、合格又は不合格の評語をもって行うものとする。

- 3 前項に規定する評語と、その達成状況及び評点の対応関係は、次の表のとおりとする。

評語	達成状況	評点（100点満点）
秀	学修目標を十分達成したものと認められ、特に優秀な成績を示す	90点以上
優	学修目標を達成したものと認められ、優れた成績を示す	80点以上 90点未満
良	学修目標の根幹的な部分を達成したものと認められ、妥当な成績を示す	70点以上 80点未満
可	学修目標の最低限は達成したものと認められる成績を示す	60点以上 70点未満
不可	学修目標の最低限を達成したとは認められない成績を示す	60点未満

- 3 合格した授業科目の成績は、変更しないものとする。

（単位の認定）

第10条 第8条に定める試験において不正行為と認められる行為があったときは、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

（不正行為）

第11条 第8条に定める試験において不正行為と認められる行為があったときは、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の授業科目及び履修方法等については、旧浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程の定めるところによる。

附 則(平成18年4月13日規程第25号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月15日規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月14日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月12日規程第29号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月13日規程第17号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月12日規程第18号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日規程第58号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成 29 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 6 日規程第 24 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 13 日規程第 49 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 6 日規程第 23 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 17 日規程第 34 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 10 月 15 日規程第 36 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 8 日規程第 12 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和 2 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 5 月 20 日規程第 46 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和 3 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 20 日規程第 2 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 28 日規程第 21 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和 3 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 2 月 9 日規程第 8 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和 4 年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条関係）

授業科目の名称		授 業 を行う 年 次	単 位 数			摘 要
			修論コース	高度実践看護 コース	助産師養成 コース	
共 通 科 目	看護研究	1	2	2 ^{* 2}	2	修論コース 4 単位以上を選択
	看護教育論	1	2	2 ^{* 2}	2	
	看護理論＊1	1	2	2 ^{* 2}	2	
	看護倫理＊1	1	2	2 ^{* 2}	2	高度実践看護コース ＊2 の科目について 8 単位以上を選択、 ＊3 の科目について 6 単位以上選択。
	看護政策論	1	2	2 ^{* 2}	2	
	看護管理	1	2	2 ^{* 2}	2	
	看護コンサルテーション論	1	2	2 ^{* 2}		助産師養成コース 看護研究・看護教育論 を必修選択とし、4 単位 以上を選択
	フィジカルアセスメント	1	2	2 ^{* 3}		
	病態生理学	1	2	2 ^{* 3}		
	臨床薬理学	1	2	2 ^{* 3}		
	免疫学	1	2		2	
	病態研究方法論	1	2			
専 門 科 目	基 盤 看 護 学	基礎看護学特論＊1	1	4		修論コース (1) 専門分野のうち主 領域の特論及び演習 の 8 単位を選択 (2) (1) で選択した以外 の特論 4 単位以上を 選択 (3) 特別研究14単位を 必修
		基礎看護学演習	1・2	4		
		健康科学特論	1	4		
		健康科学演習	1・2	4		
	成 熟 期 看 護 学	成人看護学特論	1	4		高度実践看護コース (1) 老年看護は成熟期看 護学分野の専門科目から 28単位を必修 (2) 精神看護は広域看護 学分野の専門科目から26 単位を必修、同専門科目 の*4の科目のうち 2 単位 を選択必修の合計28単位 を必修
		成人看護学演習	1・2	4		
		老人看護学特論	1	4		
		老人看護学演習	1・2	4		
		高齢者看護学特論Ⅰ	1	2		
		高齢者看護学特論Ⅱ	1	2		
		高齢者看護学特論Ⅲ	1	2		
		高齢者看護学特論Ⅳ	1	2		
		高齢者看護学特論Ⅴ	2	2		
		高齢者看護学演習Ⅰ	1	2		
		高齢者看護学演習Ⅱ	2	2		
		高齢者看護学実習Ⅰ	1	6		
		高齢者看護学実習Ⅱ	2	4		
		高齢者看護課題研究	2	4		
	成 育 看 護 学	母性看護学特論	1	4		
		母性看護学演習	1・2	4		
		小児看護学特論	1	4		
		小児看護学演習	1・2	4		
	広 域 看 護 学	地域看護学特論	1	4		
		地域看護学演習	1・2	4		
		精神看護学特論	1	4		
		精神看護学演習	1・2	4		
		精神看護学高度実践特論Ⅰ	1	2		
		精神看護学高度実践特論Ⅱ	1	2		
		精神看護学高度実践特論Ⅲ	1	2		
		精神看護学高度実践特論Ⅳ	1	2		
		リエゾン精神看護論	1	2 ^{*4}		
		慢性期精神看護論	1	2 ^{*4}		
		精神看護学高度実践演習Ⅰ	1	2		
		精神看護学高度実践演習Ⅱ	1	2		
		精神看護学高度実践実習Ⅰ	2	1		
		精神看護学高度実践実習Ⅱ	2	2		
		精神看護学高度実践実習Ⅲ	2	4		
		精神看護学高度実践実習Ⅳ	2	2		
		精神看護学高度実践実習Ⅴ	2	1		
		精神看護学課題研究	2	4		
	助 産 学	助産学特論Ⅰ	1		2	助産師養成コース (1) 57単位を必修
		助産学特論Ⅱ	1		2	
		助産学特論Ⅲ	1		3	
		助産学特論Ⅳ	2		1	
		助産学特論Ⅴ	1		3	
		助産学特論Ⅵ	1		2	
		助産学特論Ⅶ	1		2	
		助産学特論Ⅷ	1		3	
		助産学特論Ⅸ	2		2	
		助産学演習Ⅰ	1		3	
		助産学演習Ⅱ	1・2		3	
		助産学実習Ⅰ	1		11	
		助産学実習Ⅱ	1・2		5	
		助産学実習Ⅲ	2		6	
		助産学実習Ⅳ	1		3	
		助産学実習Ⅴ	2		1	
		助産学研究	1		1	
		助産学課題研究	2		4	
	特 別 研 究	2	1 4			

＊1 基礎看護学特論には、看護理論 2 単位及び看護倫理 2 単位を含む（基礎看護学特論を履修しようとする者は、看護理論、看護倫理を選択できない）。

別表第2（第2条関係）

授業科目の名称			授 業 を行 う 年 次	単 位 数			摘 要	
				必修	選択必修	選択		
共通科目		看護学研究方法論	1	1 単位	2 単位	2 単位	履修方法 (1) 看護学研究方法論を履修する。 (2) 共通科目の選択科目を2単位以上履修する	
		医療倫理学	1					2
		行動神経科学	1					2
		医学統計学	1					2
		疫学方法論	1・2					2
専門科目	基盤・成熟期看護学	基礎看護学特講	1		2		(3) 専門科目の特講及び特別演習を各2単位履修する。 (4) 特別研究を履修する。 修了要件 原則として3年以上在学し、13単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士後期課程の目的に応じ、博士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。	
		基礎看護学特別演習	1		2			
		健康科学特講	1		2			
		健康科学特別演習	1		2			
		成人看護学特講	1		2			
		成人看護学特別演習	1		2			
		高齢者看護学特講	1		2			
		高齢者看護学特別演習	1		2			
	成育・広域看護学	リプロダクティブヘルス看護学特講	1		2			
		リプロダクティブヘルス看護学特別演習	1		2			
		小児看護学特講	1		2			
		小児看護学特別演習	1		2			
		地域看護学特講	1		2			
		地域看護学特別演習	1		2			
		精神看護学特講	1		2			
		精神看護学特別演習	1		2			
	特 別 研 究		1－3	6				

別表第5

(第7条(1)及び(2)関係)

1単位当たりの授業時間数	
講義	15時間
演習	30時間
実験・実習・実技	45時間

(第7条(3)関係)

【講義、演習、実験、実習及び実技を併用する場合】

$$ax + by + cz = 45\text{時間}$$

この場合の a 、 b 、 c 、 x 、 y 及び z は次のとおりとする。

- a: 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の45時間を第7条(1)に定める授業時間数で除して得た数値
- b: 同じく45時間を同上(1)に定める授業時間数で除して得た数値
- c: 同じく45時間を同上(2)に定める授業時間数で除して得た数値
- x: 実際に行う講義の授業時間数
- y: 実際に行う演習の授業時間数
- z: 実際に行う実験、実習または実技の授業時間数

○浜松医科大学学位規程

制 定 平成 16 年 4 月 8 日規程第 75 号
最終改正 令和 4 年 2 月 28 日規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条並びに浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 33 条及び第 45 条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。))において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、医学科にあつては医学、看護学科にあつては看護学の名称をそれぞれ付記する。

3 修士の学位には、看護学専攻博士前期課程にあつては看護学の名称を付記する。

4 博士の学位には、次の各号に掲げる課程にあつては当該各号に定める名称をそれぞれ付記する。

(1) 医学専攻博士課程 医学

(2) 看護学専攻博士後期課程 看護学

(3) 光医工学共同専攻博士後期課程 光医工学

(学士の学位の授与要件)

第 3 条 学士の学位は、本学の医学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位の授与要件)

第 4 条 修士の学位は、本学の大学院の看護学専攻博士前期課程を修了した者に対し授与する。

(博士の学位の授与要件)

第 5 条 博士の学位は、本学の大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し授与する。

2 前項に定めるもののほか博士課程については、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し博士の学位を授与することがある。

(学位論文の中間審査の願出)

第 6 条 看護学専攻博士後期課程により中間審査を願ひ出る者は、所定の中間審査申請書に研究計画書及び必要に応じ参考資料を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 中間審査に係る審査手数料は、徴収しない。

(中間審査の付託)

第 7 条 学長は、看護学専攻博士後期課程からの中間審査申請書等を受理した場合は、大学院医学系研究科看護学専攻教授会(以下「大学院看護学専攻教授会」という。)に審査を付託する。

(中間審査委員会)

第 8 条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された申請書ごとに看護学専攻博士後期課程を担当する教授又は准教授 3 人以上で構成する看護学専攻博士中間審査委員会を設け審査を行う。ただし、中間審査委員会は、研究指導資格を有する教授を 2 人以上含むものとする。

2 前項にかかわらず、大学院看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、構成大学の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

(中間審査の実施、結果報告等)

第 9 条 中間審査は、研究計画発表を行う。

2 中間審査委員会は、発表された研究計画について「中間審査結果の要旨」に研究実施の可否に関する意見を添えて大学院看護学専攻教授会に文書で報告する。

3 大学院看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

(学位論文の審査の願出)

第10条 博士前期課程により学位論文の審査を願い出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文内容要旨を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 博士課程により学位論文の審査を願い出る者は、所定の学位論文審査願に論文目録、学位論文、論文内容要旨及び履歴書を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

3 博士後期課程により学位論文の審査を願い出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容要旨及び論文目録を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

4 第5条第2項の規定により学位授与を申請する者は、所定の学位申請書に論文目録、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査手数料を添えて、学長あてに提出するものとする。
(学位論文)

第11条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等の資料を提出させることがある。
(学位論文、学位論文審査手数料等の返付)

第12条 受理した学位論文、学位論文審査手数料等は、返還しない。
(学位に係る審査の付託)

第13条 学長は、看護学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院看護学専攻教授会に審査を付託する。

2 学長は、医学専攻博士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）に審査を付託する。

3 学長は、光医工学共同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合には、光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）に審査を付託する。
(審査委員会)

第14条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、看護学専攻博士前期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士前期課程担当の教員3人以上からなる看護学専攻修士審査委員会を設け、看護学専攻博士後期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士後期課程を担当する教授又は准教授3人以上からなる看護学専攻博士審査委員会を設け、それぞれに審査を行う。ただし、看護学専攻博士審査委員会は、研究指導資格を有する教授を2人以上含むものとする。

2 大学院医学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の医学専攻博士課程担当の教員3人からなる医学専攻博士審査委員会を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち2人以上は、大学院医学専攻教授会構成員とする。

3 協議会は、審査を付託された学位論文につき、本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻及び静岡大学光医工学研究科光医工学共同専攻の教員（教授及び准教授）4人からなる学位審査委員会（以下「光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会」という。）を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち3人以上は、教授とする。

4 大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会が必要と認めた場合は、本学大学院の他の課程、他の大学院又は研究所等の教員等を該当する審査委員会の委員とすることができる。

5 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験を行う。

6 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験及び学力の確認を行う。

(論文審査、試験及び学力の確認)

第15条 学位論文の審査は、査読、調査、発表、検討会等により行うものとする。

2 試験及び学力の確認は、学位論文の審査終了後に行うものとする。

3 学位論文の審査の結果、不合格と判定した場合は、試験及び学力の確認を行わないものとする。

4 試験は、学位論文の関連分野について行うものとする。

- 5 看護学専攻博士審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行うものとする。
- 6 医学専攻博士審査委員会の実施する学力の確認は、2 外国語、専攻学術全般及び学位論文の関連分野について、口頭試問及び筆答試問により行うものとする。ただし、大学院医学専攻教授会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 7 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野については口頭試問又は筆答試問により行うものとする。
- 8 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する学力の確認については、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(審査期間)

第 16 条 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、博士の学位論文等を受理した日から 1 年以内に学位論文の審査、試験又は学力の確認を行うものとする。ただし、特別の事情が生じ、大学院看護学専攻教授会、医学専攻博士課程教授会又は協議会が了承した場合は、その期間をさらに 1 年以内に限り延長することができる。

(審査及び試験等の報告)

第 17 条 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について、大学院看護学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

2 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

3 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、協議会に報告するものとする。

(学位授与の審査)

第 18 条 大学院看護学専攻教授会は、前条第 1 項の報告に基づき、修士の学位を、又は前条第 2 項の報告に基づき博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

2 大学院医学専攻教授会は、前条第 2 項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

3 協議会は、前条第 3 項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

4 前 3 項の審査において学位を授与すべきとする場合は、当該教授会又は協議会において、委任状を除く出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学位授与)

第 19 条 学長は、前条の審査を参酌して、修士又は博士の学位を授与する。

2 修士又は博士の学位を授与しないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文内容要旨等の公表)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、看護学専攻博士後期課程においては、1 年以内に公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 21 条 博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内にその博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第22条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、浜松医科大学の名称を付記するものとする。ただし、光医工学共同専攻に係る学位については、当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第23条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該教授会又は協議会に諮って、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 当該教授会又は協議会において、前項の議決をする場合は、第14条第4項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第25条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会(以下「教授会」という。)に諮って学長が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年11月11日規程第127号)

この規程は、平成16年11月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規程第2号)

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則(平成18年4月13日規程第23号)

この規程は、平成18年4月13日から施行する。

附 則(平成25年6月13日規程第4号)

この規程は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月12日規程第16号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月15日規程第35号)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規程第22号)

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2. 令和3年度以前の大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程)の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学位審査については、看護学専攻博士前期課程の手順に準ずる。

○浜松医科大学大学院医学系研究科博士前期課程長期履修学生規程

制 定 平成 16 年 11 月 11 日規程第 126 号

最終改正 令和 4 年 1 月 26 日規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下、「学則」という。)第 34 条第 3 項の規定に基づき、大学院医学系研究科博士前期課程(以下「博士前期課程」という。)の長期履修について必要な事項を定める。

(対象学生)

第 2 条 長期履修を希望することのできる者は、職業を有している等の理由により学則第 34 条第 1 項で定める修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、標準修業年限を含めて 3 年又は 4 年のいずれかとする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者(以下「長期履修学生」という。)は、入学年度の 4 月 15 日までに長期履修申請書(別紙様式 1)に指導教員の意見を添えて学長に申請するものとする。

(長期履修期間の変更)

第 5 条 長期履修期間の短縮を希望する学生は、希望する修了予定年度の前年度の末日までに長期履修期間変更申請書(別紙様式 2)に指導教員の意見を添えて学長に申請するものとする。

(許可)

第 6 条 第 4 条の許可は、学長が行い看護学専攻教授会に報告する。

2 前条の許可は、看護学専攻教授会に諮って学長が行う。

(特例による課程修了)

第 7 条 長期履修学生については、学則第 44 条 1 項ただし書きの規定は適用しない。

(授業料の額)

第 8 条 長期履修学生の授業料の年額は、浜松医科大学諸料金規程(平成 16 年規程第 52 号)に定める授業料の年額の、長期履修期間が 3 年の場合にあつては 3 分の 2 とし、長期履修期間が 4 年の場合にあつては 2 分の 1 とする。また、10 円未満の端数がある場合はこれを切り上げる。

2 第 5 条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、看護学専攻教授会に諮って学長が行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、看護学専攻教授会に諮って学長が定める。

附 則

この規程は平成 16 年 11 月 11 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 14 日規程第 150 号)

この規程は平成 17 年 7 月 14 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 12 日規程第 19 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日規程第 12 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

浜松医科大学大学院医学系研究科(博士前期課程)長期履修申請書

[別紙参照]

別紙様式 2

浜松医科大学大学院医学系研究科(博士前期課程)長期履修期間変更申請書

[別紙参照]

別紙様式 1

浜松医科大学大学院医学系研究科（博士前期課程）長期履修申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申請者
専攻
学籍番号
氏名 _____ 印

下記により、長期履修を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 長期履修の期間

年 月 日 ～ 年 月 日
(3年間又は4年間とする)

別紙様式2

浜松医科大学大学院医学系研究科（博士前期課程）長期履修期間変更申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申 請 者

専 攻

学籍番号

氏 名 _____ 印

下記により、長期履修の期間変更を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修の期間変更を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 当初認定された長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 変更後の長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

浜松医科大学大学院医学系研究科博士後期課程長期履修学生規程

制 定 平成 30 年 2 月 7 日規程第 21 号

最終改正 令和 5 年 2 月 14 日規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下、「学則」という。)第 34 条第 3 項の規定に基づき、大学院医学系研究科博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)において長期にわたって計画的に教育課程を履修する学生(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定める。

(対象学生)

第 2 条 長期履修を希望することのできる者は、職業を有している等の理由により学則第 34 条第 1 項で定める修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを希望する者とする。

(長期履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、標準修業年限を含めて 4 年、5 年又は 6 年とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学年度の 4 月 15 日までに別記様式第 1 号の長期履修申請書により学長に申請しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第 5 条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮を希望する場合は、希望する修了年度の前年度の末日までに別記様式第 2 号の長期履修期間短縮申請書により学長に申請しなければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中 1 回限りとする。

(許可)

第 6 条 第 4 条の許可は、学長が行い、大学院看護学専攻教授会又は光医工学共同専攻協議会(以下「教授会」という。)に報告する。

2 前条の許可は、光医工学共同専攻協議会に諮って、学長が行う。

(特例による課程修了)

第 7 条 長期履修学生については、学則第 44 条第 3 項及び第 4 項ただし書きの規定は適用しない。

(授業料の額)

第 8 条 長期履修学生の授業料の年額は、浜松医科大学諸料金規程(平成 16 年規程第 52 号)に定める授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して算出した額とする。また、10 円未満の端数がある場合はこれを切り上げる。

2 第 5 条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引いた額を徴収するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月14日規程第5号)

この規程は、令和5年2月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第4条関係)

長期履修申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

長期履修期間変更申請書

[別紙参照]

別記様式1

浜松医科大学大学院医学系研究科（博士後期課程）長期履修申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申請者

専攻

学籍番号

氏名 _____ 印

下記により、長期履修を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 長期履修の期間

年 月 日 ～ 年 月 日
(標準修業年限を含めて4年、5年又は6年とする。)

別記様式2

浜松医科大学大学院医学系研究科（博士後期課程）長期履修期間変更申請書

浜松医科大学長 殿

指導教員印	副指導教員印

申 請 者

専 攻

学籍番号

氏 名 _____ 印

下記により、長期履修期間の変更を許可くださるようお願いします。

1. 長期履修期間の変更を必要とする理由

2. 指導教員の意見

3. 当初許可された長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 変更後の長期履修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

○浜松医科大学科目等履修生規程

制定 平成16年4月 8日規程第82号

改正 平成4年1月26日規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第68条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し定めるものとする。

(入学出願手続)

第2条 科目等履修生を志願する者は、授業担当教員の承認を得た上、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長あてに願出するものとする。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 保証書(所定様式)
- (5) 健康診断書
- (6) 在職者は、所属長等の承諾書
- (7) その他本学が必要と認める書類

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学資格及び入学許可)

第4条 医学部科目等履修生の入学資格は、学則第17条の規定を準用するものとし、教授会において選考の上、学長が入学を許可する。

2 大学院医学系研究科科目等履修生の入学資格は、学則第36条の規定を準用するものとし、医学系研究科看護学専攻教授会又は大学院医学研究科医学専攻教授会において選考の上、学長が入学を許可する。

(検定料、入学料及び授業料)

第5条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 検定料、入学料及び授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。

(既納の授業料等)

第6条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、学長が、特別な理由があると認めた場合については、この限りではない。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き履修を希望する者は、学長の許可を得て、在学期間を延長することができる。

(単位認定)

第8条 履修した授業科目の単位の修得の認定は、試験その他の審査により行う。

(証明書)

第9条 科目等履修生には、履修した授業科目について、願出により単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学の学生に係る規則を準用するものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の際、現に浜松医科大学に在学する科目等履修生の在学期間及び修得単位については、この規程の規定によって履修したものとみなす。

附 則(平成25年3月22日規程第45号)
この規程は、平成25年10月1日から適用する。

附 則(令和4年1月26日規程第16号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○浜松医科大学大学院学生懲戒規程

制 定 平成 27 年 3 月 12 日規程第 38 号
最終改正 令和 4 年 1 月 26 日規程第 14 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年規則第 25 号。以下「学則」という。)第 70 条第 1 項の規定に基づき、大学院学生(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生を含む。以下「学生」という。)の懲戒処分に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第 2 条 学生の懲戒は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 11 条及び同法施行規則(昭和 22 年省令第 11 号)第 26 条第 2 項に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の学長が、教育上の権限により一定の事由の発生を要件として、学生に対して一定の不利益を与える処分であり、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

2 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。事前に学生に通知するとともに、原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。

(懲戒の種類と定義)

第 3 条 懲戒は、学則第 70 条第 2 項の規定に基づく訓告、停学及び退学とし、当該用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 訓告 学生の行為について戒め諭すことをいう。

(2) 停学 一定期間登校を禁止することをいう。

(3) 退学 学生の身分を剥奪することをいう。

(訓告)

第 4 条 訓告は、学長が本学の教育的意思表示を文書をもって被処分者に与えることである。

(停学)

第 5 条 停学は、無期停学又は有期停学とし、この間の登校は認めない。

2 無期停学の期間は、6 か月以上、有期停学の期間は、6 か月未満とする。

3 停学の期間が 2 か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

4 無期停学は、6 か月を経過した後でなければ、解除することができない。

(退学)

第 6 条 退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行い、再入学は認めない。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(自宅謹慎)

第 7 条 学長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に自宅謹慎を命じることができる。この場合において、自宅謹慎の期間は、2 か月を超えないものとする。

2 自宅謹慎期間中は、登校を停止し、サークル活動等への参加、図書館等の大学施設の利用も停止するものとする。

3 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒手続)

第8条 部会長(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学専攻部会長を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程にあつては、大学院博士前期課程部会長を、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程にあつては、大学院博士後期課程(看護学専攻)部会長を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻運営委員会委員長をいう。以下同じ。)が懲戒対象行為の報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、事実認定及び懲戒処分の内容若しくは自宅謹慎の必要性について、部会(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学専攻部会を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程にあつては、大学院博士前期課程部会を、大学院医学系研究科看護学専攻後期課程にあつては、大学院博士後期課程(看護学専攻)部会を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻運営委員会をいう。以下同じ。)に諮って、速やかに学長に届け出るものとする。

- 2 懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、部会の責任において行うものとする。ただし、定期試験等における不正行為については、授業担当教員等の届出に基づき、当該学生及び当該教員等同席の上で事実調査を行うものとする。ただし、定期試験等における不正行為については、授業担当教員等の届出に基づき、当該学生及び当該教員等同席の上で事実調査を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、部会長からの届出事項を教授会(大学院医学系研究科医学専攻博士課程にあつては、大学院医学系研究科医学専攻教授会を、大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程及び同専攻博士後期課程にあつては、大学院医学系研究科看護学専攻教授会を、大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程にあつては、光医工学共同専攻協議会をいう。以下同じ。)に諮って、懲戒処分を決定する。ただし、処分の決定に際し、社会奉仕活動等の実施を付加することができるものとする。

(懲戒処分の通知及び発効日)

第10条 懲戒処分の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

- 2 懲戒処分の発効日は、本人に対して懲戒処分の通知を行った日とする。

(告示)

第11条 懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第12条 学長は、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

- 2 学長は、被処分者から請求があつた場合には、当該文書を開示することができる。

(不服申立)

第13条 被処分者は、懲戒処分の内容に不服があるときは、その理由を付して学長に対して不服申立を行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、懲戒処分の通知後、速やかに行うものとする。

- 3 学長は、前項の不服申立があつたときは、学長が指名する者をもって構成する審査委員会を速やかに設置するものとする。

(懲戒処分の解除)

第14条 部会長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び研究意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、部会に諮って、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

- 2 学長は、処分解除の申請を受けたときは、教授会に諮って、無期停学の解除を決定する。

- 3 無期停学の解除の通知は、文書により、学長が本人に対して行うものとする。

(懲戒処分と自主休学又は自主退学)

第 15 条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分決定前に自主休学又は自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

第 2 章 懲戒行為と懲戒

(定期試験等における不正行為)

第 16 条 定期試験等における身代わり受験等の悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。

2 定期試験等におけるカンニング等の不正行為に対する懲戒処分は、停学とする。

3 定期試験等において、監督者の注意又は指示に従わない行為に対する懲戒処分は、訓告とする。

4 前 3 項の懲戒処分を受けた被処分者は、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

(研究活動における不正行為)

第 17 条 国立大学法人浜松医科大学研究公正規程(平成 26 年規程第 21 号)第 2 条に規定する研究活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(交通事件に関する行為)

第 18 条 飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 208 条の 2(危険運転致死傷)に規定する進行を制御することが困難な高速度)等悪質な運転により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。

2 悪質なひき逃げ等に対する懲戒処分は、退学とする。

3 その他の交通事件(構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(薬物犯罪に関する行為)

第 19 条 薬物犯罪(大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

(ストーカー犯罪に関する行為)

第 20 条 悪質なストーカー犯罪(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号。以下この条において「法」という。)第 2 条に規定するつきまとい等の行為)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

2 その他のストーカー犯罪(法第 3 条に規定するつきまとい等をして不安を覚えさせるなどの行為)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(わいせつ行為)

第 21 条 わいせつ行為(痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮(隠し撮り等))に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(ハラスメント行為)

第 22 条 セクシュアル・ハラスメント又はその他のハラスメントに対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(情報機器等の不正使用行為)

第 23 条 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込等)に対する懲戒処分は、無期停学又は退学とする。

2 その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害等)に対する懲戒処分は、訓告又は停学とする。

(個人情報等の守秘義務違反行為)

第 24 条 学生が研究活動・教育実習等において知り得た患者等の個人情報等の守秘義務違反行為(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に規定する個人情報の不正取得、漏えい、目的外利用等の行為)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(学内での非違行為)

第 25 条 本学の知的財産(知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する知的財産)を喪失させる行為(知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

2 本学の教育、研究、診療又は管理運営を著しく妨げる暴力行為に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

3 本学が管理する建物等への不正侵入又は不正使用若しくは占拠に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

4 本学が管理する建物等への破壊、汚損、不法改築等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

5 本学関係者に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(その他の刑事事件に関する行為)

第 26 条 第 18 条から第 25 条に規定する行為以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)に対する懲戒処分は、退学とする。

2 その他の刑事事件(傷害、窃盗等)に対する懲戒処分は、訓告、停学又は退学とする。

(懲戒対象行為以外の学生としてあるまじき行為)

第 27 条 部会長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第 3 章 雑則

(規程の改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 7 日規程第 20 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日規程第 14 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○浜松医科大学大学院生における成績評価の質問・申立て等に関する申合せ

平成 26 年 12 月 11 日申合せ第 2 号

大学院生における成績評価に関する質問・申立て等について、次のとおり定める。

- 1) 大学院生は、成績評価に関する質問がある場合、授業毎に「成績評価に関する質問書」(別紙様式 1)を作成し、成績公表から学務課が指定する日までに、学務課大学院係窓口で書面で提出する。
- 2) 学務課大学院係は、「成績評価に関する質問書」を部会長へ速やかに送付する。
- 3) 部会長は、大学院生から提出された質問内容を検討し、授業担当教員に照会する。
- 4) 授業担当教員は、照会された日から原則 1 週間以内に成績評価の理由・根拠を部会長に文書により回答する。
- 5) 部会長は、その回答を大学院生に通知する。
- 6) 大学院生は、回答された評価理由に納得できない場合、「成績評価に関する申立て書」(別紙様式 2)に納得できない理由・根拠を記入して速やかに学務課大学院係窓口で書面で提出する。
- 7) 学務課大学院係は、「成績評価に関する申立て書」を部会長へ速やかに送付する。
- 8) 部会長は、「成績評価に関する申立て書」が提出された場合、申立て内容の正当性の有無を確認のうえ、大学院生及び授業担当教員と個別に必要な対応を講じる。この内容について、部会及び教授会に報告をする。
- 9) この申合せに基づき、成績の訂正の必要が生じた場合は、部会、教授会の議を経て学長が承認するものとする。
- 10) 授業担当教員は、大学院生からの成績評価に関する質問等に対応できるよう、答案用紙及び大学院生から提出されたレポート、出席状況、実習における口頭試問の結果等、成績評価にあたって使用したすべての資料を単位認定後 1 年間、保管しておくものとする。

附 則

この申合せは、平成 26 年 12 月 11 日から施行する。

別紙様式 1(第 1 項関係)

大学院生における成績評価に関する質問書

別紙様式 2(第 6 項関係)

大学院生における成績評価に関する申立て書

大学院生における成績評価に関する質問書

受 付 日

学籍番号

氏 名

印

下記について、質問いたします。

記

授業科目名

担当教員名

通知された成績評価

質問事項（詳細に記入する）：

回 答（成績評価の理由・根拠）：

年 月 日 担当教員：

印

年 月 日

学籍番号		氏 名	印
------	--	-----	---

授業科目名			
担当教員名		通知された成績評価	
納得できない理由・根拠（詳細に記入する）：			